

令 和 6 年

# 大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 2 回 定 例 会      6 月 6 日 開 会  
                            6 月 7 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）

第 2 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 1 日目)

令和6年6月6日（木曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐藤信一君

---

議事日程 第1号

令和6年6月6日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について

報告2 令和5年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第2回大蔵村議会6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴していただきます皆様に対し、議会を代表し心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤雅之議員、9番鈴木君徳議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は本日6月6日から6月7日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月6日から6月7日までの2日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

令和6年村議会第2回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御出席をいただきました議員の皆様方、そして御多忙中にもかかわらず傍聴にお越しをいただきました大勢の皆様方、大変御苦労さまでございます。

この冬は、2月までは記録的な少雪で、例年より早い春を期待いたしましたが、3月に入り寒い日が続き、桜の開花も去年より遅くなつたようでございます。しかしながら、4月以降の好天により、農作業もはかどり、平年より早く田植が終わり、早苗が春風になびく、すがすがしい季節となりました。そして、今日から本当に春らしい天気、気温も戻って、今日この日を迎えることができましたこと、私自身、そして議員の皆様と共に、喜びに堪えないところであります。

過日、6月2日日曜日、東京大蔵会総会が開催されましたが、私は出席することができませんでしたが、海藤議長、もがみ南部商工会押切支部長、柿崎観光協会会长、そして村側からとして、越後副村長、有馬教育長、小野診療所事務長の6名で参加をしていただいたところがありました。短時間の懇談ではございましたけれども、会員皆様のふるさとを思う気持ちがひしひしと感じられ、また村に対する多くの激励をいただいてきたと報告を受けたところであります。また、早坂大蔵会会长をはじめ、役員の方々より直接お礼の電話をいただき、東京大蔵会の皆様方の期待に応えるためにも、活力ある村づくりに邁進する決意を新たにしたところであります。

東京大蔵会の皆様方が生まれ育った大蔵村、また御両親や御兄弟が暮らす大蔵村に帰省や里帰りを敢行していただき、さらには友人、知人に輪を広げ、大蔵村に足を運んでいただくことが、村の大きな活性化につながることをお願いしたところでもありました。

さて、役場庁舎建設についてでございますが、御案内のとおり、現在大型ブロック積み擁壁工、水路敷設工、第1工区造成工事として発注をしているところであります。今議会に補正予算をお願いしております盛土工第1工区の進捗を踏まえ、第2工区として発注し、年内の完成を予定しているところであります。

本庁舎建設につきましては、現在基本設計を8月末までに、実施設計を年明け2月末の完成としており、建築確認申請より承認まで3か月程度を要し、令和7年6月議会での承認を得て、7月の着工、工期は1年6か月、令和8年12月の完成、令和9年1月の開庁を目指しているところであります。

先月20日には庁舎建設推進委員会を開催し、建設に対する意見やワークショップの持ち方などについて御検討いただきました。また、このたび大蔵中学校にお邪魔をしながら、大蔵中学校全員の生徒、約80名ほどでしたが、その皆様方と、大蔵中学校の皆様方として、どんな新庁舎にしてほしいのか、あるいはその活用方法についてワークショップをしたところがありました。いろいろな御意見がございました。そのことも新聞のほうに載っているので、ぜひ振り返って見ていただければというふうに思っているところであります。

議員皆様方にも、全協におきまして進捗状況、あるいは今後のスケジュール等、詳細について説明をさせていただいたところがありました。今後、できる限り多くの利用者の方々や若手職員の意見を反映し、新庁舎建設の基本方針に従い、進めてまいりますつもりでございます。

今議会には、報告2件のほか、条例の一部改正や補正予算などの7議案を提案させていただいておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、諸報告に入らせていただきます。

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について。

令和5年度における肘折温泉郷振興株式会社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。詳細につきましては、過日開催の議員全員協議会で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

報告2 令和5年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度において繰越明許費として繰越しをしました総務費、ボトルドウォーター製造事業ほか9件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

以上で報告2件を終わらせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで4名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

1番早坂民奈議員。

[1番 早坂民奈君 登壇]

○1番（早坂民奈君） 私は、避難所運営に女性の視点の反映はということで、村長にお伺いいたします。

災害が多発している昨今、自助・共助・公助とよく言われております。今回は公助について質問いたします。

村では、大きい災害は今まで少なく、大規模な避難所開設は令和2年の夏が初めてでした。期間も2日程度の短いものでした。しかし、これからはいつ来るかもしれない災害のために、避難所の運営について考えていく必要があるのではないかでしょうか。

村では、運営に現在女性は関わっていますか。

防災士の質問を以前にもしましたが、職員の中に、女性の方で、資格を持っている方はいますか。地区の避難所は知り合いが多くて、安全・安心が保たれます。しかし、大きい災害避難所では不安も出てくることでしょう。特に肘折は宿泊客もあり、地元の住民だけでなく、見知らぬ方はなおのこと不安であると思います。

男性主導の上で、女性の細かい支援は対応できるのでしょうか。女性の視点で運営できるよう、どのように考えているのか、村長にお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「避難所運営に女性の視点の反映は」という早坂議員の質問にお答えをします。

まず初めに、令和2年7月28日に発生をいたしました豪雨災害においては、村全体に多くの被害をもたらしました。議員仰せのとおり、避難所の開設期間はおよそ2日間と比較的短かつたものの、床上浸水9戸、床下浸水31戸など村内各所で発生した土砂崩れなどの災害は数十か所に及び、人的被害はなかったものの、村の災害史上、過去最大級の被災状況となりました。場所によってはいまだにその復旧工事も続いております。また、昭和49年、ちょうど今から50年前には、死者17名、負傷者13名、全壊家屋20戸に上る、いわゆる赤松災害も発生しております。このように、私たち村民は、決して大きい災害が少ないということではないということをいま一度思い起こし、危機管理意識を高めていかなければならないと思います。

避難所の運営につきましては、令和2年豪雨災害の反省を基に、大蔵村防災計画を軸に、役場職員の初動マニュアルを含め、令和3年度より再構築をしておりますので、議員仰せの公助

の部分についてお話しします。

災害時における職員対応のマニュアルが「災害時職員初動マニュアル」となりますが、実際の災害業務の比重に合わせ災害業務の分掌を再分担しております。この中で、緊急の災害に備え、閉庁時においてはいち早い避難所開設を行うため、村内4か所の指定避難所について、対応職員を事前に配置し、その体制を整備しているところあります。

避難所の運営に関しては、令和2年の災害時にも女性職員を配置し、避難者対応に配慮したところあります。今後も避難所開設時には必ず女性職員を配置する対応をする予定でございます。

さて、避難所の開設などに関わることの多い防災士の現状についてお答えをいたします。

本村では、昨年度に任意団体であります「大蔵村防災士会」が発足し、村内で資格を持つ12名の防災士がその活動を行っているところであります。防災士会の方々の話によれば、任意団体での活動では、なかなか活動を起こしにくいとの意見をいただきしており、今後防災士組織に役場職員による事務局を置く形で、組織力の強化を図っていきたいと考えているところです。

12名の防災士の名簿を見るに、残念ながらその中に議員がおっしゃる女性の方はおりません。しかしながら、避難所運営に携わる防災士は、その資格受講の中で、要配慮者をはじめとする女性や子供に対するきめ細かな対応を学習していることを御承知おき願いたいと思っております。

また、今後においては防災士の資格受講の募集を自主防災組織の長、つまり地区代表だけにとどまらず、村民を中心に広く募集を行いたいと考えております。毎年秋に行われる防災士養成研修講座に向けて募集を行いますので、ぜひとも早坂議員をはじめとする議員の皆様も、女性の受講について、呼びかけをお願いしたいというふうに思っているところであります。

防災士への女性の参画があれば、議員仰せの避難所におけるきめ細かな女性支援がなお一層充実するものと考えます。本村において、現状では防災士としての女性の参画はございませんが、もしもの避難所開設の際には、役場女性職員の配置を重要な事項と捉え、女性だけではなく、要支援者や子供へ配慮できる避難所運営を行うよう、今後も対応していきたいと思っておりますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 共助の部分では、今までいろいろな災害がございますけれども、皆さんやっぱり助け合うということで、村の中では、私は本当に心配はしてないんです。この公助、公に、役場関係、そういうふうなところでなんですが、ある防災士の方から、ちょっと女性が

いないと不安だという意見が出たので、今回質問させていただいたところです。

それで、平成20年に私初めての質問、何度か災害に対する、避難所に対する質問は行ってきました。それで、そのとき、東日本大震災のときに、やっぱりああいう大きな災害があるということが、日本国内でもなかったものですから、そういうふうな災害に対する、特に阪神とかそういうのはちょっと私たちの地域から遠かったので、そういう避難所での大変さというのは伝わらなかつたんだと思います。だけれども、東日本というと、もう仙台とか岩手とか、本当に身近なところなので、知人とか親戚とかがいると、その方たちの直接の声というのが聞こえてきたんだと思います。

それで、その中で、役場の中でもたくさんの講習、その後いろいろさせていただきました。仙台で頑張ってらっしゃった方の避難の仕方とか、それで女性の、女性だけの講習というのも私ちょっと参加したことあったんですが、やはり男性視点でいくとちょっと恥ずかしいんですけれどもというので、まず女性特有の生理用品とかおむつとか、それからあとは授乳するときの人の目、そういうのを考えたときに、やはり女性の職員を配置していただくのは何よりなんですが、それは運営する側に気安く相談して、こうしたほうがいいんじゃないかというような、そういうふうな形での配置になるのか。

前に私質問したときは、皆さんこうやって言うと女性の方、管理職の方がたくさんいらっしゃったんですけども、そのときはどなたもいらっしゃらなかつたので、その点では、私あまり今の状況は、心配はしておりません。だけれども、もっときめ細かく女性の意見が通るようになるには、やはり女性の意見を通しやすく、あと防災訓練などを拝見させていただくと、皆さん頑張ってらっしゃるのがとにかく伝わってはきます。だけれども、自分が避難所に行ったとき感じることと、机の上で決めていることでは、微妙にずれるところがあるかと思うんです。ですので、私は今回こういう質問をさせていただきまして、女性の意見をということなんですが、村長は今の答弁の中でも、とても前向きな意見が出されていたんですが、その点をもうちょっと詳しく答弁いただけたらありがたいんですけども。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今回、改めて早坂議員からは、女性の視点からというふうなことで御意見、御提言をいただきました。私ども、やはり大事なことだと思っています。

ただ、今の時代、これは決して反対するというふうなことではなくて、性に関して、男性・女性というような区分けをすること自体が今はナンセンスだと言われている時代であります。そういったことの中で、あまり男性・女性というようなことにはこだわらずやっていきたいと

いうのが私の思いであります。

ただし、実際のこととなりますと、やはり今議員がおっしゃったとおり女性特有の悩み、問題が出てくるということでしょうから、当然そういうふうな防災士の中に女性の方がいらっしゃればなおさらいいということは、先ほどの答弁の中でも申し上げているとおりであります。

そういったことで、村としても前向きに、女性防災士が生まれてくれるよう、いろいろな働きかけをしていくというふうなことであります。

それから、今までの災害の中でも対応してきたとおり、村では、女性職員はもちろんありましたけれども、その女性職員の中でも、特に令和2年度の最上川の大洪水の際は、お年寄りあるいはお子様あるいは幼児というふうなこともあります、健康上に問題があつてはうまくないということで、保健師についても、各避難所に配置をしてございます。そういうふうな対応を、できるだけきめ細やかに、いろいろな方々にすぐ対応していただけるように、今後も当然配慮していきますけれども、今まで以上に気を遣いながらやっていくというふうな趣旨の答弁であります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございました。

それで、つい先日も能登半島で、また震度5強の大規模な災害が起きました。この中にも書いてありますように、大蔵村は、地震というよりは水害、赤松の災害のように崖崩れ、それから土砂崩れ、それとあとそうなつてくると道路の寸断、そういうことになってくるかとは思います。だけれども、地震がないということではございませんので、その辺はまた別なんですが、特にそういう災害があるんではないかというふうに私は考えているので、ちょっと付け足して説明させていただきますけれども、中央公民館での避難は、まだ物資が届きますよね。どちらかというと。だけれども、肘折温泉の場合は、もし道路寸断になった場合、そういうときに、ヘリコプターなり、あとは共助の部分で、旅館の方たちがいろいろと提供なさるかとは思うんですけども、そういうときに、村として、こちらに災害マニュアルで4か所にというんですが、そこに担当者が行けないこともありますよね。そういうときの配置の仕方というのはどういうふうに考えていますか。

結局4か所となつても、まず中央公民館は本当にそのまま行けるんですけれども、肘折までの道路というのが寸断されますので、その辺の配置というのも考えてらっしゃるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員がおっしゃるのは当然のことだというふうに思っています。

災害はいつやってくるか分からぬ。1日24時間。その中の対応となります。大蔵村は幸いにも、各集落のほうから何名かの職員さんがいらっしゃっております。そういうことで、できればというようなことで、前もってもう割当てを決めております。出勤している場合については、元役場職員とか地区代表とか、そういう方々にお願いをしておりますし、それまでの対応というふうなことで、そういう方々にお願いするわけです。

勤務時間以外は自宅にいらっしゃる、あるいは地域にいらっしゃるとなれば、例えば肘折からも職員、議員御存じのとおり何名かいらしています。その方々が対応するようになっております。そういうことで、まず、ほとんどの場合、対応ができるようになってございます。我々役場職員として24時間、災害については時間関係なく対応するように義務づけておりますし、そういったことについて、マニュアルには、例えば震度4以上というふうなことで、どのクラスまで集合するのかというふうな、細かい点までしっかりとみんな明記してございます。それに基づいて職員は行動していただけるということになります。

ですから、まず普通の場合、地震の場合は、震度1、2とか、そういった場合について言えば、軽いものですから、災害はまず起こらないだろうというふうな仮定の下に、そういうふうな配慮はしてございません。ですけれども、その場合であっても、課長クラスあるいは三役、そういった方々は役場に、いろいろなその指定されている場所に集合をするようになってございます。そういうことで、よりきめ細やかな対応で今までやってきました。

それから、大蔵村の場合、当然災害とは言えないんですけども、一つの災害としての例として、火災がございます。大蔵村も、必ずしも村内の職員だけではございません。村外もいらっしゃいます。それでも、大蔵村の職員は本当に危機管理がなっていまして、真面目でございまして、すぐ役場に駆けつけていただいているというのが現状です。

私は、消防団員もそうなんですけれども、その辺については、本当にありがたいというふうな思いで、いつも、消防団もそうですけれども、職員のほうにも、その案件が終わった後に、お礼を申し上げているところであります。

ただ、日頃の危機管理意識の高揚については、いろいろな中で職員にも申し上げておりますし、職員の方々も自らそういうふうな考えでいらっしゃるということも、この場で皆様方に御紹介をさせていただきます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君）　避難所運営のほうは分かりました。

それで、防災士に対してちょっと質問させていただきますが、防災士という言葉を知らない方がたくさんおります。仕事の内容も、どんなものだかも知らない方がおります。

それで、まず初めにお尋ねしたいのは、12名の防災士の方、どの地区にそういう資格を持った方がいらっしゃるか、ちょっとまずそれを教えていただけますか。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　その辺は詳細のほうになりますので、担当の佐藤危機管理室長からお答えさせていただきます。

○議長（海藤邦夫君）　管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君）　それでは、防災士の内訳、数についてお答えします。

全員で、今のところ大蔵村には13名の防災士がいらっしゃいます。そのうち5名が役場職員となっております。残りの8名が一般の住民の方からなっております。

それで、現在のところですけれども、合海地区に3名、清水地区に3名、鳥川地区に1名、合計8名、合計13名となっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　早坂議員。

○1番（早坂民奈君）　ありがとうございます。

いわゆる平場の方が多いですよね。

ということは、その防災士という仕事の内容なんですが、私もちよつとあまり詳しく知らなかつたものですから、ネットでちょっと調べたんですけども、もう多岐にわたるものなんです。それで、人数的に女性が3分の1、そのくらいの方たちが防災士の資格をお持ちだったんです。

そうなってくると、私も以前、防災士の資格を取りたいと思って、少し調べさせてもらったら、たまたまそのときに、村のおおくら大産業市の日に当たっていて、試験日が、どうしても2日間にわたって抜けなきやいけないという状態だったので、これはちょっと無理だというふうには感じていたんですが、こちらのほうに防災の、防災士のための講習ということで、今回募集を行うというふうに書いてありますけれども、この防災士の講習に関してはくらっちで募集するのか。なかなかちょっとくらっちを利用するっていうことが面倒くさい方もたくさんいらっしゃるので、できれば紙媒体で、回覧で、防災士こういうのありますというのを募集して

いただくということは可能ですか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 防災士の募集に関してですけれども、まだ現在のところ、今年の秋に行われるんですけれども、日程がまだ決まっておりません。

日程のほう、前もそうだったか分からないんですけども、庄内と山形、2か所で行いまして、丸2日間びっちり、丸2日間、最後には試験もございます。そういうふうな講習も行われますが、今のところ決まっておりません。

その周知のほうなんですけれども、決まり次第、広報で間に合えば広報、もちろんくらっとも今若い方結構御覧になっている、登録者も日々増えておりますので、両方を使う形で広報して、女性の受講者を募っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ちなみになんですが、今まで自己負担で講習を受けていたと思います。大体その地区で値段が違うんですけども、山形県の場合は、教材とかいろいろ入れたときに、1万2,000円相当というふうになっておりました。それで、これ自主的に取りたい方はもうお金なんて関係ない、取りたいという方たくさんいらっしゃると思うんですが、補助という是有るんですか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 受講料に関してですけれども、受講料プラス、そこに行くまでの旅費というか、交通費のほうを、村で負担しております。

ただし、受講して合格した後の登録料がございますが、その分に関しては一応個人負担とさせていただいているという状況でございます。

最後のこの部分に関しては、受講料は早坂議員おっしゃるとおり1万2,000円前後だという記憶がございます。登録料のほうがちょっと忘れてしまいまして、その登録料のほう、ちょっと今申し上げられない感じですので、後ほど調べて御報告できればと思いますので、ちょっとしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 募集するときに、そういう内容も詳しく書いていただくと、もっと身近に受講できるのかとは思います。

それで、今防災士の方たちは村でどのような活動をなさっているのか、ちょっとその辺を教

えていただけますか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） その受講料を村負担ですとか、交通費が出るというところを、今後周知されます、広報おおくらだったり、くらっちのほうにしっかりと載せた上で配信したいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、今の大蔵村の防災士の活動がどのようにになっているかという御質問でございますが、それに関しましては、去年、いわゆる自主的な団体ということで、大蔵村防災士会というものが立ち上りました。事務局もその有志の中に置く形態でございましたので、なかなかその活動を起こせないという問題が起きました。これは、先ほど村長が答弁した答弁書のほうにも載っておりますが、それで相談を受けまして、事務局は役場に置いて、これから役場が裏方になりますて、この防災士会を活発に盛り上げていくということを考えております。

一つの例としては、今まで村の総合防災訓練とかに防災士の参加はなかったんですが、今年度9月に行われる予定であります、そういう総合防災訓練に、防災士に参加していただいて、訓練できるような形で今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ということは、今まで防災士が活動する場はあまりなかったということで、今回からもっと全面的に前に出て、そういうのを紹介しながらという形なんでしょうねけれども、そうすると、ちなみにですが、防災士の資格を持っている方の年齢というのは分かりますか、大体役場職員の方は60歳前なんでしょうねけれども、一般に、お取りになっている方たちの最高齢くらいでもいいですけれども、教えていただけますか。

何か資格を見ますと、性別関係なく、年齢も関係のないということなんですが、若い方が大分多いようなんですが、村の実態はいかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 年齢構成に関して、お答えします。

一番お年を召している方に関しては、昭和26年生まれというふうになっております。一番若い方ですけれども、一番若い方は昭和54年生まれ、この中の構成になっておりまして、平均はちょっと取っていないんですけども、そのような構成になっております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございます。

今までの質問を踏まえてなんですかけれども、防災士のほうは、これから募集要項とかをいろいろこう、何か詳しくしていただきながら、講習を行っていただきたい。これは本当にやはり私たち、私でもまだ受講できるかな。受講したいという思いはあるんですが、なかなか試験となると、受けられるかなと、まずはそう思います。ですので、ひとつそりと、もし受講して、受けたときはひとつそりと受けまして、受けたときに、大きい声で受けたと言えるようにしたいと思います。

それで、ちょっと前、避難所のほうなんですが、ちょっと離れますけれども、非常食、今回更新なさるということで、その前回の議会の中で、非常食をいろいろな場面で、まず防災訓練のときにも利用するし、あといろいろなところでも利用していただきたいというふうに私は捉えていたんですが、これから相当な数残っているわけですよね。まだそれでも2年ぐらいは猶予あったような、2025年。うちの公民館にあったのは、賞味期限が2025年だったので、まだまだ1年先まであるはと思うんですけれども、そういう避難食を、まず私は婦人会で、あと職会とか地区とか、そういうところに、もし役場のほうで、こういう訓練したいんですけども使わせていただいてもいいですかというときには、使わせていただけるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 最初に、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

受講料が1万2,000円で、登録料は5,000円となっております。よろしくお願ひいたします。受講料1万2,000円に、1万2,000円に含みで、残りの5,000円を受講して、合格した後に振り込むと、認定証が送られてくるということになっております。よろしくお願ひします。

避難所に配備しております避難食についてなんですかけれども、大体のものがそうなんですかけれども、大体5年ぐらいの、物によっては7年とかもあるんですけれども、5年ぐらいのスパンで更新されます。更新時期が来ると、当然消費期限ですね、消費期限ですので、一応飲食できなくなるということで、その都度更新しております。余ったものに関しては、先ほど議員もおっしゃったとおり、防災訓練などに使ったり、あとは各地区で行ったりする場合もあるんですけれども、そういう小規模な避難訓練の際にも、参加した方々にこういうもの、避難所来たらこういうものを食べなくちゃいけなくなるんだということを体験していただくためにも配っております。

若干、消費期限の差があるものですから、一気にどんと出ることはなくて、これから順に、

なくなつたものから補充していくという形で配備していくますが、そういうものが残ったときには、余ったときには、大量に余ったときにはお知らせしますので、何かの機会があれば、それを、避難食を体験していただくとか、何か利用していただくということは可能でございますので、その都度、御相談をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございます。

今回、いろいろな質問をさせていただきましたけれども、本当に自然災害というのは、いつどこで、今起こる可能性だってあります。それでも、村のほうでは、本当に職員の方をはじめ、皆さんも一生懸命頑張っていらっしゃるのは、私、議員としても、見ていてありがたいというふうに思っております。本当に、令和2年のときの大変さは、私のとき質問したんですが、職員の方、休んでいらっしゃるんですかというふうに申しましたら、交代で休んでいますというふうにお答えをいただいたのも覚えております。

ですので、私たち、今日は公助ということで質問させていただきましたけれども、村民が一丸となってやっぱり災害に立ち向かわなければいけないということで、その中で知識を持っている方がいれば、その人たちがリーダーシップを発揮して、そして皆さんに安全だということを言えればいいと思って質問させていただきました。

男性だけが、村長おっしゃったように、今性は関係ないということですけれども、やはりそれは、表向きではそうなんだけれども、やはり微妙な女性の心理もありますし、そういうところでは、ぜひとも女性の防災士が増えていただけるような、そういうふうな周知活動をしていただければとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 先ほど御説明しました受講料と、その登録料に関して、ちょっと私間違って説明しましたので、訂正いたします。

受講する段階で、教本代が4,000円、あと試験の受験料が3,000円、合計7,000円かかります。その後、合格証が届きましたら、5,000円を振り込むと、会員証が来ると。1万2,000円のうち、7,000円は役場のほうで負担しております。あとプラス、さっき申し上げたとおり、そこに行く交通費も一応負担しております。最後の、合格した後の、要は登録手数料です。その分だけ、5,000円だけは個人負担というふうになっておりますので、おわびして訂正します。どうぞよろしくお願いします。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時48分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

3番須藤敏彦議員。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） 村民の安全・安心を守るには。

村の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の予想を超えて減少が進んでいる状況です。先日4月に開催された大蔵村消防団春季大演習を拝見したところ、昨年度に増して消防団員の減少を感じたところです。

消防団入団の中心となる理想の年齢層は20代や30代と考えていますが、ほかへの流出は本村だけではなく、社会全体の問題になっています。団員減少の問題を解決するに、機能別消防団の増員を行い、村民の安全・安心を確保できると考えます。

このような状況を踏まえ、村長はどのようなリーダーシップで組織力を強化し、村民を守っていくのか、考えをお聞きしたい。

2、本村は自治防災組織の組織率が高いと聞き及んでいます。高齢化が進んだことにより、地域防災の在り方や災害のときにおける避難場所や内容を再検討するべきではないか、お伺いしたい。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村民の安全・安心を守るには」という須藤議員の質問にお答えをいたします。

山形県の過疎地域は、35市町村のうち21市町村が過疎地域となっており、本村においてもその一つとなっております。過疎地域が県全体に占める割合は、市町村数では6割、面積では約7割を占めており、人口減少、少子高齢化はもとより、担い手不足や地域コミュニティ一機能の低下など、様々な課題に直面しているのが現状です。消防団員の人数においても、その数が毎年減っており、団員定数の改正などが毎年のように行われている状況です。

私も、さきに行われた春季大演習において、団員数の減少について身をもって感じた次第です。しかしながら、団長を先頭とする厳格な規律と旺盛な消防精神がところどころに感じられ、同時に頼もしさを感じたところでございます。

消防団の活動は、令和2年の豪雨災害においても、災害時の対応、そして復旧作業においても絶大な組織力を発揮しており、その重要さを再確認したところでございます。

まず初めに、質問1の消防の組織力の強化についてお答えをします。

消防団員の減少の歯止めとして、令和3年度より団員の負担軽減を進めてまいりました。昨年あたりからは消防行事の縮小と簡素化を行い、その効果が見えてきたところだと感じていますが、この負担軽減が団員の増加につながっていくのかは、今後において注視していかなければならぬと思っております。また、その負担軽減に加え、本年度より新加入団員へのお祝い金などの贈呈を消防団長らと検討中であり、決まり次第、また皆様に報告し、御理解をいただきたいと思っております。

さて、団員減少という喫緊の問題を解決する方法の一つとして、議員仰せのとおり、機能別消防団の充実を考えております。現在、消防団を退職された方々から、機能別消防団に加入していただき、防火・防災活動に御協力をいただいておりますが、消防団における部の中ではまだ1名も加入されていないところや、全体的に見ても加入率にはばらつきがございますので、村民を守るための組織力の強化という意味で、バランスの取れた消防・防災組織にしていきたいと考えております。

また、災害時の体制については、本村の地域防災計画に基づき、村長、私を軸とした応急活動体制を構築しております、災害の際には万全な体制となっております。また、令和2年に本村を襲った豪雨災害を教訓に、役場職員の「災害時職員初動マニュアル」も大幅に改正し、迅速かつ機動力のある体制としております。

いつ起るか分からない、どういう規模かも分からない災害に「万全」ということはございませんが、消防体制の強化については、危機管理室を中心に、村民の安心・安全を第一に、なつかつ日々様々な災害を想定しながら、その体制を整えているところでございます。

次に、質問2の自主防災組織関連についてお答えします。

この件につきましては、早坂議員の質問の中でも答弁しておりますので、かぶらない範囲でお答えしたいと思います。

本村の自主防災組織は、各地区代表に自主防災組織の長を委嘱することでその組織率しておりますので、組織率が高くなっております。こういった体制は他市町村でも見られますが、

実際のところ、自主防災組織の活動は活発に行われていないのが現状でございます。今後においては、本村において組織力の強化を予定しております防災士会の協力を得ながら、自主防災組織の活動を活発化していきたいと考えております。

災害時の避難場所については、限られた公的施設を最大限に活用し、指定緊急避難場所、指定避難場所と区分し配置しております。いつ起こり得るか分からぬ災害ですが、災害の規模やその特徴に対応した避難所の開設に今後も対応していく次第です。

村としても、より一層の防災体制の機能強化に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） まず、春の演習を拝見したところ、本当に私はびっくりしました。コロナで3年ほど休んで、もう数年ぶりの大演習でしたけれども、去年は、消防を知っている方から言うと、第1小隊という、2列に並んで、4分団ずつ並んで、第3小隊ぐらいまであるんですね。それで、今年は第2小隊が15名とか、そんなような状況で、何でこんなに少なくなつたんだろうと震撼したわけです。やはりいろいろな今、あのときの定員は大体消防団160名と書いてありましたけれども、やはりその中で、地元で待機している消防団も入っていると思いますので、それはあまり言いませんけれども、120名ほどぐらいかな、大体。そのぐらいの参加者しかいない。本当にこれから、来年になつたらまたどうなんだろうという、消防団員の数に感じたわけです。

それで、私も団長したりしたものだから、知っている団長、市町村の団長の人たちと話して、どこの地区もそうですかと聞いたら、いや、本当に参加してくれないと。何でなのと。やはり仲間づくりもあるんだけれども、関心ないのか、本当に大変ですというのが、本当に多くの幹部の意見でした。

これでどういうふうな、安心・安全をつかめばいいのかといったら、やっぱり機能別しかないんじゃないかなって、団長の考え方も、まだ大蔵村は、最上市町村で、鮎川村がうちで、うちのところで早くしたんです。立ち上げたんです。そして、大蔵村が立ち上げたわけです。そこで、鮎川の議員たちが、俺団長していたときに、その控室で、4名の議員が来たんです。大蔵村の消防が増えたというか、増員になったということで。いや、俺は鮎川を手本にしてつくったんですよと、早坂団長もいなかったので。全然そういうことは、議会の方には伝わってこない。それで遠田議員ですか、あの人とあと旅館の息子、分団長していたから知っていますけれども、いろいろな会話をしながら話をして、大蔵村の消防の中身なり、そういうことを説明し

たところです。したかったんです。でもほら、うちのところは、つくった限りは、やはりみんな活動してもらって、とにかくいないんだからつくったんですよと、向こうは名前だけだという感じしかなかつたんです。そこで、まずそこの中でいろいろいろいろ話し合って、やっぱり消防団の演習をしているということで、だから心配しているのが、みんな議員の方々も大変だけでした。

それで、まず立ち上げてきたんだけれども、だんだんだんだんやっぱり団員数も少なくなってきたし、やっぱり機能別に頼るしかないんだかなというみんなの話の中で、まずそういう組織をもっと大きくしていくかないと安心・安全は守っていけないかなと私なりに思って、村長も、やはりそういう会合の中で、自分たちの村は自分たちで守る、強いリーダーシップで、安心しています。それを、やっぱりこれからは考えていかなきや駄目なのではないかというふうに思います。

そこで、まず3月の定例会で、団員数が250名から230名に改められましたが、現在消防団、機能別消防団数の人数と消防団員数の数を教えてください。参考までに、まだ機能別消防団がない分団、地区を教えてもらえませんか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1回目の答弁でも申し上げましたとおり、全分団、あるいは全団に機能別消防団がいるわけではないんだというふうなこともお話しを申し上げました。

そういうことで、詳細についてですので、間違いがあってはうまくないので、担当の佐藤危機管理室長に答弁させますので、よろしくお願いしたいというふうにお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、消防団員数と機能別消防団の状況についてお話しします。

先ほど議員おっしゃったとおり、定数に関しては今230名となっております。機能別消防団は、消防連の定数に含まれます。それで、その内訳ですが、純粋な消防団員は令和6年4月1日現在で159名でございます。機能別消防団員数が69名、合計228名となっております。

また、もう一つの質問で、機能別消防団がまだいないという、1人もいない地区に関しては、分団としましては第1分団第2部になります。合海地区なんですかけども、合海地区のほうが、機能別消防団が、今のところゼロ人という形になっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） やはり団員は少なくなってきたているようです、本当に。

そこで、やはり私も機能別消防団の立ち上げの一人として、その頃は、やはり立地条件もある。四ヶ村地区というか肘折、藤田沢、何ぼ探してもやはりいなかったんです、団員が。それで、2人、清水、合海地区はある程度人数がいてまだいいんではないかということで、各分団に4名でしたか、たしか。そういうふうな立ち上げで、立ち上げたわけです。

それで、やはり今回の不運なことで、赤松の住宅火災がありました。そこで住民の方々、私の先輩とそういった事項を話し合っている中で、1分団には機能別なんかないよと、そんな消防団いない、昼間はいない。たしかあのときは土曜日で、学校の行事があった日だと思っています。そこで、何か消防を親に言ったんだけれども、消防団が集まって来ないというので、そういうことで、1分団だって、まだ私たちだってなっていないのに、村のために何とかできるよというか、そういう強い言葉をいただいたもんだから、力強い、70代ぐらいの人たちが。だから、そういう人たちをやはり中心になった機能別を、これからは、ただ消防団は55、60ぐらいで退団して、3年ぐらいは機能別に入っちゃ駄目だよという、ある程度の話はしたんですね。でも、60から65ぐらいであれば、消防団と同じなんです、やっぱり。地元にはいない。ほとんど新庄とか向こう行っているわけですから。だから、やっぱり70ぐらいで、75ぐらいまでは何とか車も乗れるし、大丈夫ではないかと私なりに考えたわけです。うちのところでも、春の農作業のとき、そういう話をいろいろしました。そうしたら、隣火事で見ていられつかやと、こう言われたんだよね。あれはやっぱり見てなんかいられない。やはり、そういうものを、ちゃんとした保障をつけた、機能別消防団に協力してもらって地域を守っていくしかないと、私はないと思うんです。そういう組織の編成などありませんか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今まで須藤議員からは、消防団長をされてきたと。それまでに消防、普通の団員からずっと班長だったり部長、そして分団長というふうな形、それから最高幹部の団長というふうなことで、長年にわたって村の治安維持、そういった災害の被害を軽減するために今まで頑張っていただきました。その経験を基に、今減少している消防団員について、非常に懸念をしているというふうなお話をいただき、私も全く同感だというふうな思いでござります。

そういった中で、最後的には、やはり機能別消防団員の充実というふうなことを図っていかなければいけないと。

まず、先ほど来も説明しておりますけれども、その前に、正規の消防団員というんでしよう

か、そういう方が、これから増やすことは大変なんでしょうけれども、現状維持ということ、それから消防団の活動というものをしっかりと理解していただく。そういうことにまず努めていきたいというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、その対策として、一つは、現役消防団員の負担軽減というふうなことから、まず2年ぐらい前から取り組んでございます。それは、須藤議員も御存じのとおり、今の若い方は、何かあれば、現在消防団員になっている場合、仕事途中からでも来て、火事なり災害について対応する気持ちはあるというふうなことなんです。ですから、私いつも火事現場に行きますと、大蔵村は消防団員数も少ない、村民も少ないんですけども、現場に来ていただける消防団員は結構多いんです。その面白さといいましょうか、そういったことには非常に頭が下がる思いであります。そういうことでいつも感謝しているんですけども、それにも増して、常日頃のいろいろな活動というんでしようか、防火に対する活動はそうでもないんですけども、いわゆる式典的な、イベント的な、そういったことについては、あまり、あまりという言い方は変ですけれども、できれば割愛してほしいというのが本当の気持ちだというふうに、村としては捉えてございます。

そういうことから、消防団の幹部の皆様方とお話ををして、そういうふうなイベント的なものについては、やはり少し低減を図ろうというふうなことで、去年、そして今年には大きく、例えば操法大会をしないということ。それに代わる技術の講習会はするというふうなこと。そういうことで、直接火災を最小限に抑える、といった技術の伝達をするんだというふうなことで、操法大会というものをなくしてございます。そういうことで理解を得ている。そのほかにも、いろいろな対応については、負担軽減策をまず1点目として考えている。

それからお祝い金、これはもちろんお祝い金をもらったから消防団に残るとか入るとかいうものではございませんけれども、心ばかりのもの、例えば今大蔵村ではスマホを使ったとか、あるいはいろいろな電子マネーではないんですけども、そういったことの中での取組をしてございます。そういうことで、ポイントを差し上げたり、そういうふうなことで、幾ばくかの誠意というんでしようか、そういうものを見せたらいかがかということを、消防団の最高幹部の皆様方と今調整中でございます。

それから、入団の勧めということで、今までこれもやっていなかったことで、消防団に入つてほしいというふうなことを、私、村長としての名前と、消防団長の名前で、各部長に、その入団してほしい人の名前を書いて、それを持っていって勧めるということ。

なぜこんなことになったかといいますと、親御さんたちが、本人よりも、入らなくてもいい

というふうな指導ではないですけれども、助言をされているところもあるんだと。ですから、若い方々が入ろうとしても、それを逆に入らなくていいというような形で、親御さんが言っているというふうなこともお聞きしました。これも消防の反省会の中で、各部長がそんなことを言ってまいりました。私は、そういうふうな中でも、ただ飲み会にするんではなくて、いろいろな反省を聞いて、それを、この次のいろいろな消防団の活性化、あるいは維持につなげていこうということで、今までずっとやってきました。その実践例だというふうに思ってございます。それもぜひやりたいということで、団長から同意をいただきまして、これからそれはやるつもりでございます。

それから、もう一つは、先ほど言った、4番目として、機能別消防団の充実。これについても、何かしらの特典といいましょうか、そういったことを考えながら協力をしていただくというふうなことで、元気な、ある程度お年を召された元消防団員だったり、あるいは消防団に入っていなくても、農作業に従事している方は機械操作も堪能でございます。そういうことで、十分に協力をしていただけるものというふうに思っております。

そういうことで、まず村として、先ほど須藤議員がおっしゃった、自分たちが住んでいるところは自分たちが守るというふうな力強い合い言葉の下、この大蔵村、人口は確かに少なくなっていますけれども、だからこそ、自分たちの力で守っていかなければならないということを徹底していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時31分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 村長、前向きな答弁ありがとうございました。

それで、ちょっと今、予備消防団じゃなくて、何だっけな。そのような、どのような活躍をしているか、それをどう考えてるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 予備消防団員のことだというふうに思いますので、詳細については担当、危機管理室長からお答えさせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、今御質問のございました、予備消防団についてお答えします。

予備消防団、今現在57名ございますが、機能別消防団が発足される前にできた組織でございまして、名簿今ございますが、やっぱり高齢の方でございましたり、ちょっと組織的には、機能していないとは申し上げませんが、機能しにくい状態になっているのかと思います。

今のところこういう予定なんですけれども、この予備消防団を機能別消防団のほうにだんだん移行していくのかというふうに、一応事務局的には考えておりますが、まだ詳細は団長以下と協議中でございますので、ここでの発言は控えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 今57名ほどと、これやはり山間部に多いですよね。やはり、この予備消防団というのは、保障は何もないんです。ゼロ。消火に当たっても。そういうものを、最終的にはやはり機能別をちょっと目指してもらって、それを移行してもらって、ちゃんとした保障をして活動してもらうのが、これが理想だと思いますので、その辺も考えてもらいたいです。

それで、さっき村長も言いましたけれども、入団された方にお祝い金の贈呈とか、そういう団長と今話しているということを話していましたけれども、やはりこのたびも地域の通貨、くらポですか。あいうものを導入されたが、若い方の加入を見込み、くらポを活用した祝い金の支給とか、そういうのをちょっと考えてもらえればありがたいと思いました。村長、どういうお考えですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今改めて須藤議員から言われましたけれども、消防団、正規消防団の場合は、若い方々が対象となってございます。そういったことから、今の時代の流れに合ったやり方で消防に協力をしていただく。気持ちは十分にあるわけですから、それをさらに進めしていくだけのような、そういった配慮を村としてはしていくべきだろうと思っています。

あわせて、今須藤議員から言われたように予備消防団員、あるいは機能別消防団員、そういった方々の、もしもの場合の保障というふうなことを、村単独としても考えていく。そういうことも必要になってくるのかと思っています。

よその例を倣うということも、とても大事なことでありますけれども、先ほど私が申し上げました、こんな小さな村だからこそ、自分たちが住んでいる地域は自分たちが守るというふう

なことの中で、しっかりととした予算措置、それから配慮というふうなことをすれば、この村に住んで、これから先もこの村で暮らしていきたいというふうな気持ちを進めていける、そんなことになっていただければありがたいというふうに思っているのです。そういうふうな形で進めていきたいというふうに思っています。

詳細については、今後、予算もまだついていませんし、いろいろなことの中で検討しなくてはならないことが多々出てくるものと思います。そういうことを配慮しながら、そして、よその団体ともやはり関連づけた形の中で、ただ私はいつも、職員にも話しているのは、消防団というの、本当の大蔵村の中での、最大の人数を誇るボランティア組織であるというふうなこと。ただのボランティア組織でなくて、村民の生命・財産を守る、そういう組織であるということを考えれば、ある程度いろいろなことは理解をしていただけるのかというふうに思っているところです。それを後ろ盾にしながら、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） ありがとうございます。

ここで、機能別消防団というのは、ちょっと皆さん、機能別とはどういうのかというような、ちょっとこの機会でありますので、子供たちも来ていますので。

機能別というのは、消防団を退団したから機能別に入るのはなくて、これは、自分たちの村は自分たちで守るということで、自治体入れば、文化財の多い京都とか奈良で、子供たちも機能別消防団に入っているんです。5年生ぐらいで、火の用心したり。そこで1人が、団員の減少で、消防団員は10人で4割していたものが、消防団1人で、2人ぐらいで、あと小学校の高学年が火の用心したり、そういうことをやっているのも、それもみんな機能別消防団員です。そういうことで、京都市とか、そういうふうなので一生懸命取り組んでいます。

もうちょっと大きく言うと、ドイツですか。人口はおよそ日本の半分、6,000万人ぐらいで、消防団員が130万人。それはやはり小さいときの教育、消防に対する、みんなで国を守るんだという、そういう考え方だそうです。

だから、やはり今日本の消防団員数が70万人ぐらいですか、たしか。そのぐらい減ってきてるのです、今は。もともと俺が入っていた頃は100万人とかいたけれども。なので、そういう自分たちの村は自分たちで守るという、そういう力強い村長の発言もありましたので、まず第1問目の質問を終了したいと思います。

あと、第2問の質問に入ります。

自主防災組織、これが、私が分団長をしていた、今から12年ぐらい前ですか。そのときは、大蔵村は90%以上の自主防災組織がありました。たしか新庄市で35%ぐらい。ほかの市町村は50%ぐらい。なんで大蔵村そんなに高いのと言われたような気がします。そのときは、やはりある程度代表が、大蔵村を守るんだということで、その高い率が上がったと思うんだけれども、各部落にそういう組織をつくって。そこで、沼の台地区はすごく国、県からも来ているわけで、いろいろな装置があります。例えば、泥水を真水に変えて飲ませる機械とか、装置とか。そういうのを、その会費の中で、私は資料を刷って、皆さんに配って、すごいことをやっているんだなって、こう言わされたような、すごい活動をやっていると、そういうことを言われました。

そこで、もう十何年にもなるけれども、その自主防災組織は、パーセントはあるんだけれども、さっき早坂議員も言っているとおり、ある程度の避難所あるでしょう。その計算上では、机の上ではある程度やっていると思うんだけれども、本当の住民の避難のやり方というのは、本当になっているのかということが一番心配なんです。やはり高齢化もなってきます。10年といえば、60歳の人は70歳、早く言えば年寄りを誘導するのはもう年寄りになっているんだ、現状。そういうことをもう一回再確認して、やはり安全・安心に避難場所に誘導することは、そういうことを考えねば駄目だと私は思っています。そういうことで、村長、どういうふうな考え方を持っていますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず小学校、大蔵小学校6年生の皆さん、生徒の皆さんのが28名です。先生がお2人というようなことで、議会傍聴していただきましたけれども、この席から厚く御礼を申し上げます。

今ちょっと話になっているのは、質問のやり取りしているのは、須藤議員の「村民の安全・安心を守るには」というようなことで、一番大事なお話、議論をしているところであります。興味を持って聞いていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

今須藤議員からは、大蔵村各地区がございまして、そこに全ての防災組織があるということ、これは確かに最上郡の中でいち早く、そういった全地区に防災組織が組織をされました。そのとき、役付として、やはりその集落をまとめるには、地区代表がその一番先頭になるべきだろうというふうな考え方の下で、会長になっていただいております。ところが、地区によつては、その会長が毎年変わることもあるわけです。当然、その人の副会長なりいろいろな役付も、変わることもあります。変わることろにおいては、その新旧交代をしっかりと継続

しているのか、継承しているのかというふうな問題、あるいはいろいろなそういった行事等の引継ぎをしているのかというふうなこと。行事の中でも、特に地域民の安心・安全を守るための、いわゆる地域版の防災訓練的なものをやっているのかというふうなことでございますけれども、私は先ほど申し上げましたとおり、実際はそれがやられてこなかったんです。

そういうことで、私ども、執行部あるいは役場関係者としても危機意識を得まして、それでは駄目だというふうなことで、今回の防災士も、各地区に本当は1人ぐらいずついれば一番いいんだろうというふうな思いの中で、今までも防災士の成り手あるいは依頼、講習を受けてほしいというのを、地区代表を通じてお上げしていたんです。そこから広がっていかなかつたんです。ですから、主にその防災士になっていただいたのが地区代表で、ある程度年齢的にも若い方々、そういう方々に協力していただいて、今までは12名、13名ですか、いらっしゃるということあります。

やはり地区代表だけでは駄目だというふうなことで、私も、担当部署としても、各地区に、集落ごとにそういう方々がいらっしゃればいいのかというふうな思いで、それを目標に進めたいかというふうに思ってございます。

それから、消防関係もそうですけれども、いろいろな機械、器具を、村の補助金で各集落に配置してございます。これの日頃の点検活動、すぐ使えるのかというふうなこと、あるいはバッテリーとかそういうこともしっかりと確認をしなくちゃいけませんし、そういう設備の管理、そういうことも含めて、定期的にやっていただけるようなことをお願いしなくちゃいけないというふうに思っています。

いずれにしても、災害というのはいつやってくるか分からない。むしろ災害の中でも、火災は特に頻繁に起こり得るものであります。そういうことで、今回の春先のように、空気が特に乾燥した場合、いろいろなところで山菜取りとか、いろいろな事情でそういうものが起きるというふうなことでございますので、決して油断もできないものであります。そういうことから、そういういろいろな事例を踏まえて、村から積極的にそういう活動ができるよう今後はしていきたいというふうに思っているところでございます。それについては、防災組織だけでなく地区としての関わり、あるいは婦人会だったりいろいろな組織を動員しながら協力をしていただける、そんなふうにしていきたいと思っています。

一つのいい例として、合海地区においては、最上川という川がある関係上、洪水というふうなことに備えて、いつも訓練をやっていただいております。そういうことは、やはりその地域、地域でこれから起こり得る火災あるいは山崩れ、地滑り、あるいは洪水というふうな、様々災

害に合わせた形での中の訓練をぜひやっていただけるように、当然村としては、その総合的な訓練として、綿密な計算の下にしっかりととして、議員の皆様方を交えて、災害訓練を実施していきたいというふうに思っています。

以上、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 大変よく分かりました。まず、危機管理室長を中心にして、これからの方々への通達をしっかりと今後定めて訓練をしながら活動してほしいと思います。まずよろしくお願ひします。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之議員。

〔7番 佐藤雅之君 登壇〕

○7番（佐藤雅之君） 小学生が傍聴しているということで若干緊張しておりますが、私のほうからは、村長に、個人の財産をどこまで公費で「撤去」すべきかということで質問したいと思います。これは主に空き家、空き地の問題について、個人の財産なんですが、それをどうするか。これを税金で使って撤去していいのかということも含めて質問したいと思います。よろしくお願ひします。

さて、本題に入りますが、令和5年10月、去年の10月1日現在で、総務省が発表した全国の空き家数はおおよそ900万戸で、5年前の発表よりも51万戸増えて、過去最多の数となっています。空き地でいいますと、所有者不明の土地が九州全体ぐらいの面積になるというふうに、そういった土地が、所有者不明というふうになっています。

所有者不明、管理不全の土地、山林や農地も含みますけれども、また建物については相続、親が亡くなつて、それを相続するために空き家になる、空き地になるというだけが原因ではない。いろいろな原因があると思いますが、超高齢化社会、今物すごい勢いで高齢化が進んでいく中で、その後に待っているのは、残念ながら亡くなってしまいます、人間は。そうした場合に、相続という形で親の財産を引き継ぐ、土地や建物を引き継ぐという相続多発社会になるということが懸念されます。こうした中で、不要な相続不動産、土地や建物も、自分たちは都会に出ているという中で、田舎のほうに残された、親が住んでいた土地や建物が要らなくなる。こういったものが大量発生する。そして管理が、今現在もそうですけれども、管理不全という状況になっている。これが全国でもう既に起きています。

こうした中で、この大蔵村も例外ではなくて、相続に起因する、原因とする空き地、山林や、

あと農地も含みますけれども、そういういた空き家等が増え続けることは、もうこれは誰が見て  
も必至なことだと思います。

そういうこともあって、かねてから議会では、私は質問していませんが、他の同僚議員な  
どが、空き家等の解体撤去に公費を投入すべきではないか、税金で撤去を手伝つたらいいん  
ではないかという質問を繰り返し行ってまいりました。そうした中で、村長はかねてより、これ  
従来は、これは個人の財産、個人の持ち物なんだから自分が撤去すべきだという、自己責任と  
いう考え方を表明していました。また、モラルハザードというんですが、どんどん公の税金で  
それを撤去してしまったらば、個人の財産の管理がならなくなってしまう。モラルハザード  
というんですね。道徳的に崩壊してしまうんではないかということで、村長の答弁はかつて慎  
重な姿勢だったと私は記憶しています。

私自身も、全ての空き家を公費、つまり税金で解体することは、自治体に過度な負担、今小  
さな村で頑張っていますが、自治体に過度な負担を強いることになって、個人の財産との兼ね  
合いからも、むやみに何でもかんでも最後は税金でという、そういう考えというのは、適切だ  
とは思いません。

ただ、そうした中で、所有者不明の土地、誰のものだか分からない土地が、土地や建物が全  
国に広がっています。国も、先ほどもありました2011年の東日本大震災、大きな地震でしたけ  
れども、その復興事業の中で、復興しようにも誰の土地だか分からないということで、復興が  
成り立たない、ままならないという状況があったわけです。そういうことを受けまして、ま  
たそれだけではないんです。隣近所が空き家になってくると、誰のものだか分からないとい  
うことで、近所の人たちも、物が飛んできたり、壊れたりということで、悪影響が及んで、心配  
が増えると。そういう中で、国のほうも、いわゆる市民の間の権利関係を規制する民法という  
法律ありますけれども、民法を改正してきました。また、これは民法上じやなくて行政法です  
けれども、特定空家というものを指定して、もうあまりにも管理がいっていない場合は、最終  
的には行政で取り壊して本人に請求するという、そういういたものをつくりました。また、今日  
取り上げたいんですが、これは相続の土地限定ですけれども、相続土地国庫帰属制度の運用開  
始も昨年4月から始まっています。そしてさらに、なかなかなじみがないかもしれません、  
特に小学生たちはなじみがないかもしれません、相続した場合に、家の名前を登記するとい  
う形で、自分のものですよというふうに登記するのが、今まで義務ではなくて、本人がした  
ければしてもいいよぐらいの形だったのですが、今年4月からは、3年以内に登記ちゃんとし  
なさいということで、義務化されるということがありました。類似の制度改革がこういう形で

行われてきたわけであります。

そういう経緯を考えるというのは非常に大事で、公が個人の財産に税金投入するのはどうかというそもそもその議論はあるんですが、今社会全体も高齢化社会の中で、ある程度そういったところに手当てしなくちゃいけないという時期に来ていると思います。

村もこうした流れの中で、今年度予算、令和6年度予算で、初めてですが、これ長いんですけれども、老朽危険空き家等除却支援事業費補助金、こういった補助金を予算化するに至りました。私も、質問するときに、これあったのかどうかというのはちょっと確認不足もあったんですが、あるということが分かったんで。これは半歩というか一歩前進な部分もあるけれどもというところなんです。そういうふうに感じました。

まずは、空き地や空き家等の利活用が本当は必要で、空き地になったから、空き家になったらすぐ取り壊す、それではちょっと不経済な部分もあるので、本当であればリノベーションとかいろいろリフォームという形で、別な人が別な目的で利用するというのが本来なんですが、なかなかそれもままならないという場合には、最終的には放棄、税金で撤去をするという場合があると思うんですが、それについては、従来村長が言っていたように、公のお金を使ってどこまで個人の財産の後始末をするのか、どの範囲なのかというのは、やはりこの議会が住民の代表ですから、この地域だったら地域、国の法律もありますが、議会の中で議論をして、いいのか悪いのか、ここまでだったらば公の税金を出すのも致し方ないというか、なるほどと分かる範囲というのは、行政だけじゃなくて、議員も交えて考えていく必要があるというふうに感じております。共通の理解が必要だと。議員と住民との共通の理解が必要だと考えています。

例えば、対象を相続財産に限定するものか。居住用の建物だけなのか。今回の場合だと居住用建物ということで予算組んでありますが、例えば事業用のものも含めて、例を出していいかどうか分からぬんですが、旅館なんかだと、個人事業主も住んでいるし、客にも貸しているというような形で、個人用と事業用が混在しているような形態のものもあるわけです。そういったところが廃屋になるということを言っているわけではないですが、仮にそういったものが空き家になった場合に、将来どうなるのかということも含めて議論していく必要があるんではないかと思います。そういうところでも、危険性があれば撤去の対象にするのかどうか。

あと、これは大事なことなんですけれども、建物撤去も、もう廃屋になって、それを撤去したからといって、その跡地です。それは誰の所有になっているかはケース・バイ・ケースだと思うので、建物を持っている人の土地か、すぐ借地かというのは分かりませんが、建物取り壊したはいいけれども、その土地について、十分に管理がその後できないこともあると思

うので、その安定的な土地利用は誰が行うのかなど、様々な、ちょっと未解明なというか、全國そうですけれども、論点というのが、なりそうなものがあると思うんです。

私としては、相続した土地限定ですが、先ほど国のはうでつくった、相続人が土地を不要であると考えるならば、国の相続土地国庫帰属制度、これを使って、プラス、山林や農地なども条件を満たせば国が引き取ってくれるという制度です。条件を満たすかどうかというのも大きな問題なんですが。そういうものは、所有権などを誰が持っているのか分からんじやなくて、国のはうに引き取ってもらう。この制度を村としても、個人の財産ではありますけれども、大いに宣伝していく必要があるんではないかと。

あわせて、家屋等がある宅地の場合です。宅地で、撤去に村が公費を投入するならば、今回は危険な空き家に対してでしょうけれども、そんな危険になる前に撤去となれば、もうその土地の利用も含めて国が引き取るという制度とリンクさせる、併せたほうが後々の管理も、村もなくなるのではないかということで、この相続土地国庫帰属制度とリンクさせた形で助成をしたらどうかと、撤去補助をしたらどうかということで、私は考えております。

この制度を利用するに当たっては、一定の20万円、最低負担金というのがかかると言われていますので、そういうものを、これを村が全部肩代わりということはできないので、そういう将来性が得られるものであれば、村が貸すという形で、一時的には用意しながら援助して、スムーズに国のはうに土地を移してもらうと。そういうこともあってもいいのではないかと思います。

社会経済情勢の変化だとか、家族の在り方なんかがどんどん今変わっているので、これが正しいという解決策はないと思うんですが、だからまだまだ将来、見直しというのは隨時必要だと思うんですけども、現時点で、村長が今回、令和6年度の予算で、危険な空き家については補助するというふうな予算を通したわけですから、個人財産の撤去への公費の投入の在り方、これについての根本的な考え方をまず聞いて、個別にどうするかということについて、さらに質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「個人の財産をどこまで公費で「撤去」すべきか」という佐藤雅之議員の質問にお答えをしていきます。

近年、全国的に少子高齢化、人口減少等に伴う世帯数の減少などを原因として、空き家の数が増加しております。村では、令和5年11月に村内の空き家の実態調査を行っており、その調

査結果では、村内における空き家数ですけれども、55軒で、家屋全体の5.4%を占めており、そのうち利活用が困難な状況でかつ部材飛散等の危険があると分類された空き家数は7軒ございました。

空き家・空き地対策に関する一般質問につきましては、令和2年3月の定例会において一度答弁をさせていただいております。その時点では、県内で公費を投入し空き家を撤去するという事例が少数であったこともあり、公費を使った補助については、家屋を残し転出される所有者を助長しかねないことや、村の財政的負担の増加も考慮に入れ、公費を用いた空き家の撤去は考えておりませんと答弁させていただいたところがありました。

しかしながら、ここ数年で、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、県内ほとんどの市町村で、老朽化し危険な状態になった空き家の除却に対する補助事業を実施してきております。

こうした状況下において、本村では、令和6年3月に空き家対策を総合的かつ計画的に進めることを目的に「大蔵村空き家等対策計画」を策定するとともに、今年度、地域の安全・安心の確保及び生活環境の向上を図るため、老朽化し危険な状況にある空き家等を除却する工事を行う当該空き地の所有者に対して補助金を交付するための「大蔵村老朽危険空き家等除却支援事業費補助金交付要綱」を制定し、予算を計上しているところであります。

具体的には、空き家の住宅不良度測定基準により算出した評点の合計が100点以上であり、所有権以外の権利が設定されていない空き家であることが補助要件となります。補助金の交付申請は、所有者や相続人、または所有者や相続人から空き家の除却について委任を受けた方になります。

この事業につきましては、除却費用の10分の8が補助対象事業費となり、補助金の上限額は100万円としております。

次に、「相続土地国庫帰属制度」とリンクさせる形で「撤去補助」等を利用できないかという点についてであります。

本制度は、時代の流れとともに土地利用のニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加していることから、所有者不明土地の発生を抑えるため、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とした制度であると認識をしております。この制度は、どのような土地でも申請できるものではなく、建物のある土地は国庫に帰属できない土地となっているようであります。議員からは、こうした点を考慮した上で空き家の撤去とリンクさせ、申請に必要な土地管理相当分の負担金

を村で貸与してはどうかと御提言をいただきました。

私の個人の財産処分に対する考えは、以前と変わってございません。「個人の財産は個人で処分すべき」ということが大前提でございます。このたびの空き家の除却に対する補助につきましては、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすという観点から、村として事業化することに至っており、国庫帰属制度を利用するための負担金を村で貸与することは、住民の村外転出を助長することが懸念されるため、公費での対応については困難であるというふうに考えております。

空き家等対策につきましては、空き家、空き地の利活用や空き家バンクの積極的な活用も含め、多様化する住民のニーズに合った形での総合的な住宅施策として展開してまいりたいと存じますので、議員の皆様の御理解と御協力を願いして、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

傍聴いただきました皆様、大蔵小学校6年生の皆さん、先生方、大蔵村議会を傍聴いただきました。ありがとうございました。議会を代表して、厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお願ひいたします。

再開は午後1時とします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

7番佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと間入ってしまったんですが、村長も大変だったことでしょうが、午後からよろしくお願ひします。

村長の回答の中で、考え方として、個人の財産は個人が処分すべきだと。ただ、社会情勢の中で、空き家の安全だとか、あとは環境衛生、民地への、民家へのいろいろな悪影響ということで、この制度を予算化したことなんですが、私もこの制度が悪いとは思いません。最終的にはこの制度もあっていいだろうし、特に55軒が空き家で、そのうち7軒についてはもう管理不全ということになっているので、まずなってしまったものをできるだけ、それだって補助金ですから、当事者が壊すとならないと利用もできないわけなんですが、なってしまったのはやむを得ないんですが、むしろそうなる前にある程度見切りつけて、もう更地にするという段階で、国の相続財産国庫帰属制度を使って、それも確かに承認されるかどうか、いろいろな

要件あるようです。ただ、上物があれば当然駄目だということなんで、その上物を撤去する費用を一部負担して、それで国庫帰属制度に乗せる。それがうまく乗るかどうかというのはちょっと制度設計上難しい部分があるんですが、その段階で必要ない土地なり建物を、見切りをつけてもらうというのも大事かと。

逆に言うと、特定空家に認定されてしまったような家、その前の段階で助言だとか指導、それでも駄目だったら勧告というのがあって、特定空家になって、それでも駄目であれば強制的に、行政代執行の命令というふうになって、最終的には、本人なり所有者に、費用を行政が代わりに執行して請求するような事案のものまで、逆に言うと、補助金の対象にするのかという、矛盾もはらんでいると思うんです。

だから、確かに緊急の危険性だとか、あとは衛生上の問題ということで、老朽危険空き家ということになっていますが、これは、逆に行政代執行が必要なぐらいまでの廃屋になってしまったものに補助金を入れるというのとは、ちょっと逆に違うような気がするんで、この辺の整理というのはどうなっているのでしょうか。まず、そこをお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど私が答弁したように、今まで改めて佐藤議員からも繰り返しいただきました。

全くそのとおりであります。そういったことで、私の信念としては、本来は、個人の財産は個人でしっかりと解決をしていただく、それが当たり前だというふうに思っています。ただ、周りの町村とかそういうことの兼ね合い、あるいは本当に危険な家屋で、周りに甚大な影響があるというふうなこと。特に子供たちの通学路とかそういうところを、一番私懸念している状況であります。あるいは秋になりましたら、強風、台風シーズンとなって、それで飛んでしまったり、いろいろな材料が飛んで危険だったりというふうなこと、そういうことを何とかしなくちゃいけないということで、今回は、特に危険というふうなこと、支出云々ありますけれども、まとめればそういう形の中で、それについては、よその市町村よりも逆に高額といいましょうか、100万円というふうな、最大限です。上限をかなりグレードアップしながら対応させていただいたところであります。

ただ、やはりいろいろな人の話を聞いてみると、村長、そんな無駄なことをしないでいいと。逆にそれはそれとして、自己責任です。それから、今まで村で対応してきた、いわゆる美しい村に入っている、入っていない、それは別としまして、周りのいろいろな組織あるいは村民から、その対応策というふうなこと、任務の協力も含めて今までやってきたではないですか

と。そういうふうなことで、そちらのほうをちゃんとしていくべきではないですかというふうな提言も実際いただきました。

ですけれども、このたびの令和6年度の予算関係については、これはやはり設けなくちゃいけないということで、必要最小限の形で設けさせていただいたところあります。

詳細については、今の質問も含めて担当にお答えさせますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。経過もよく吟味しましたし、今後の対応についても、課長としっかり話をしながら、それから、もう一つの私の考え方ですけれども、佐藤議員から、こういったことの対応をするときには、議会との話し合いの中で、議会の意見をしっかり聞いてはいかがですかというふうな提案をいただきました。それについても、なるほどというふうに思ったところであります。ただ、なかなか結論を出すことは難しいと思うんです。ですから、皆様方の意見を聞いて、それを取りまとめた上で、こういうふうな処置をするということが、我々執行部に与えられた責務だというふうに私は考えてございます。

そういうことで、最終判断をする首長として、決断をさせていただいたところがありました。

以上です。もし必要があれば、担当課長ということでよろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今の中で、ちょっと私が疑問に思ったのは、要綱などを見ますと、別表の住宅不良度測定基準100点以上というふうになっているわけなんですが、一方で、特定空家の問題というのは、助言・指導、勧告、命令というような形で、危険であれば危険であるほど自分のお金で壊すか、行政代執行までして、それを本人に請求するという状況になっている立てつけがあると思うんですが、ここで危険空き家を撤去するという場合の、この100点以上というのと、その行政代執行、極端な場合です。になるときの境目というのはあると思うんですが、それをどう整理されているのか。

むしろ、本人が払えるかどうかは別として、請求してまで代執行するような危険なものを補助金として出してやるのか。それともその一歩手前の管理不全の段階で、この補助金を使って、そこまで行く前にこの補助金使ってくださいという趣旨なのか。その辺の整理はどうなっているのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） ただいまの件についてですけれども、まず特定空家の対応というようなもので、老朽危険空き家というようなことで、村のほうといたしましては、特定空家につきましては、特措法に基づき、書面で状態を改善するよう指導・助言をしてもらうという

ようなことになっています。それでも、指導・助言を行っても改善が見られない場合は、次に、指導・助言を講ずるよう勧告を行うというふうに、強い姿勢で臨んでまいりたいというふうに思っております。

それと併せまして、勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例対象除外というふうなことも検討しているところですので、そういった強い対応もしていきたいというふうに思っております。

あと、行政代執行というようなことでやっているんですが、それにつきましては、今現在、空き家の状態等も完全に把握しているわけではございませんので、そちらのほうにつきましては、まずは村といたしまして、今後の空き家の対応としましては、空き家、空き地の利活用や空き家バンクの積極的な活用も含めまして、まず、先ほど村長の答弁にあったように、多様化したニーズに合った形の、総合的な住宅施策というふうにしていきたいと考えています。

それと、現在村として、空き家数は把握しておりますけれども、現在の所有者等の情報につきましては、データベース化されていない状況にあります。その点につきまして、まずは先に、空き家のデータベース化を最優先で行う必要があるというふうに考えております。その上で、所有者に対してアンケート調査を行い、空き家バンクの登録、今後の利活用に対する意見聴取を行い、空き家対策に努めていきたいというふうに考えておりますので、今現在は、行政代執行ということは考えてございません。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 行政代執行は最終的な状況なんですが、緩い段階で助言・指導があって、その後勧告になるわけですが、今回のこの除却の補助金の対象というのは、危険な空き家なわけですよね。それというのは、助言の段階なのか、指導が行われたらばこれ使えないのか、使えるのか。どの段階からより強硬的なものになるのか、それとも補助金出すから、この段階だったらば、助言・指導の段階だったらこれ使えますよと、だから早く撤去してくださいとなるのか、それとも助言・指導になってしまったらもう駄目だとか、勧告になつたらばこれはもう補助金どころじゃなくて、まず自分で撤去しろというふうになるのかと、そのあたりです。

この老朽危険空き家となると、何かいかにも今々壊れそうなひどい空き家を想定するわけですが、100点以上という基準がどこを指すのか分かりませんけれども、補助金レベルで解決しようとしているのか、それとも強制的にも撤去しようという、境目というのはどうなっているのかというのを聞いているんです。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらに関しましては、指導・助言とかそういう意味合いで  
はなくて、もう既に老朽危険空き家というふうな状況になっているものに関しては、申請  
者、申請していただければ、うちのほうでは補助対象とするというふうなことでございます。  
以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 私は、この制度駄目だと言っているわけじゃなくて、できるだけそうい  
ったものに補助金を使ってもらいたいと思うんですが、ただ特定空家法の考え方からいうと、段  
階があるわけです。どの段階までがこの補助金の対象で、どの段階以上がもう補助金どころじ  
やなくて、早く今にも撤去してくれ、自分のお金で撤去してくれというようになるのか、その  
辺がちょっと分かりづらいというか、これ申請しましたとなったときに、基本的には、もう今  
にも倒れそうなものでも対象になるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今議員おっしゃったとおりなんですか、もう今にも倒れ  
そうな状況であれば、補助金の対象にはなります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そうだとすると、その特定空家のこととはちょっとまた別次元でこの補  
助金を考えているような感じも受け取れるわけですが、そうした場合、補助金を出すかどうか  
というのは、またこの100点以上の状況にあるかどうかで判断するんだと思うんです。

それで、この要綱の中に、仮にその補助金を使った後にある、空き地になった部分について  
は、適正な管理をするようにというふうに、維持管理に努めるようになっているのですが、  
ということは、更地にすれば、特定空家とは別に、また固定資産税が6倍までになるかどうか  
分からぬですが、相当お金が増えるわけです。そうすると、更地にした結果、補助金まで使  
ってやった結果、税金が上がるとなるとすると、そこまで放置している人が、その段階で、こ  
の補助金を果たして利用して、わざと税金が上がるようになることになるのか。そういう方向にな  
るものを見認するのかというのはちょっと疑問なんで、どういったときにこれが使えるのかと  
いうのがちょっと分かりづらいと思ったんですが。その点どうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今議員おっしゃった、取り壊すことによって固定資産税が上が

るというふうな部分までは、管理する補助制度でございませんので、ございませんというふうにお答えしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今言ったのは、ちょっとした私は矛盾というか、矛盾といったって、本人がちゃんと管理するというのは大前提なんですが、そこまで放置している人が、補助金使って取り壊して、税金、固定資産税が上がるという状況にならば、実際上、管理することというふうな条件を付していますけれども、それができないからこそ放置しているのに、ここでこの補助金を使ってもなかなかこれを使おうという気にならないのではないかという懸念があるんです。

それもあって、私としては、そういうふうに、もう廃屋になる前に、国庫に、これは相続限定ですけれども、相続で引き取った土地については、引き取るというか、相続した土地については、早い段階で国に返す、そうすれば国のはうで管理するということで、村もその心配なくなるわけですよね。そこに補助をしたほうが、より村にとってもその所有者にとってもいい補助金になるのではないかということで、ぎりぎりまでこういう危険、危険という観点からすれば撤去してもらうというのは大事なことなんですが、その前のインセンティブとして、また危険になる前の段階で補助をして、国庫帰属制度のほうに誘導していくというのも一つありますではないかと思って、そういう問題意識から質問しています。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員から、非常に大事なことを言っていただいたのかと。ただ、これは村単位で解決できることではなくて、国レベルであります。というのは、ひとつこの空き家の除却について障害になっているのは、その固定資産税の問題であります。

おっしゃるとおり更地にした場合、例えば除却して更地にした場合、その税が6倍になるというふうなことは、これは皆さん御存じかと思います。そのことが、今日本全国で問題になっている、この空き家問題を助長する制度だというふうなことで、町村会はもちろんでありますけれども、山形県の町村会、そのほかにも全国の町村会、それから当然市長会もそうです。そういう形で、全国で制度改正といいましょうか、法律改正を今要望しています。前からこれはしています。ところが、なかなかいろいろな観点から、できないんでしょうかね。まだ明快な答え、そして前に進んだというふうな形の答弁はいただいておりません。ですけれども、これは、何回も繰り返しますけれども、空き家問題を助長する施策だと、税制だというふうなことで、国に対してしっかりと、各県それから都道府県もそうですけれども、それから市町村長、

そういう組織を通じて、国のはうに要望している段階であります。まずこれも一つの要因だというふうに思っています。

それから、これは建前ということではございませんけれども、ひとつ補助事業というのは、その採択の基準がなければ、それを使うことはできません。ですから、紙面上は、やはりそれに該当すれすれの方もいらっしゃると思うんですけれども、まずは危険なものをなくする、そのことが先決かということで、将来的にあるいはこれから先、いろいろ懸念されること、それを心配されて佐藤議員がおっしゃっているのは分かるんですけども、まずは1つでも空き家を除却しましょうというふうなことで、こういうふうな制度を採用したということで、御理解を私はいただきたいというふうにお願いしているところであります。

将来的なことも含めて、これからもちろん検討はしていかなくてはいけませんけれども、そのことをまず御理解いただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今回の予算措置については、緊急的なものだし、安全という観点からは評価できるというふうに私も思っています。

ただ、補助金の在り方としては、同じことのやり取りになりますけれども、もっと早い段階で、もちろん補助の要綱なり基準というものは必要なんでしょうけれども、そういう廃屋、危険になる前の段階で補助をするということが必要だろうし、あと個人の財産ということで、村長は、これをすると常にモラルハザードとなって、村民が村外に出て行ってしまうと。住民の村外転出を助長することが懸念されるため交付税の対応云々と、困難だってあるんですが、相続に限っていうと、必ずしも村内に住んでいる人が出て行くというわけじゃなくて、むしろもう最初から村外にいて、東京だとか仙台にいて、たまたま親の相続で、親が亡くなった後に、空き地、空き家になったところを相続する場合というのが想定されるので、そうすると、これをやったからといって、村民が村外に出て行くことの想定よりも、むしろ思いがけない相続財産が舞い込んできて、自分たちとしては、田んぼなんかだと耕したり、農家でもそもそもないとか、これは土地の話ですけれども、そういった場合は、あんな土地あったのかとか山があったのかというふうに、村外の人も含めて、相続の場合が対象なんで、必ずしもこれを補助金でやることが、村民が出てくる、逆なインセンティブを与えるんではないかという議論とはまた別に、思いがけず相続で引き取ってしまったものが所有者不明になってしまったり、誰のものだか分からぬままに、いつまでもみんなどうなんだろうということで、周りもストレス

感じてやるよりは、国に引き取ってもらったほうが、そのスキームに乗るかどうかというのもあるし、その前の段階で自治体が欲しいという土地もあるだろうから、必ずしもこれ、私も逆に考えた場合に、そのスキームに乗らなかった場合に、補助金返せと言えるのかというと、そこはちょっと技術的には難しい部分もあるのかと思うんですが、確かに条件、承認の条件は厳しいんですが、ただ1年間やってみた感じだと、結構今、国は割と引き取ってくれているみたいですね。よっぽど土壤が汚染されてたりだとか、急傾斜地だったりとか、もういろいろな産廃みたいのが埋まっているもの以外は、上物ないというのは条件ですけれども、割と今の段階では引き取ってくれているようなんで、そこに結びつけられれば、技術的な問題は、それに承認されないで不承認とか却下された場合に、じゃあ後から上物を撤去したときの補助金返してくれというのはちょっと言いづらい部分もあったりして、その辺どうするかというのは私も未整理なんですが、そういう形での相続対策の一環として、そういう補助金の在り方もあるのではないかと思ったんで、それに対する村長の、今の段階での見解があればお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員から言われた提言というのは、一つの方法として、私も今後の検討課題としてまいりたいというふうに思っています。

それから、先ほど議員から言われました、もう最初から出ている人がそういうふうにして家屋、除却するというふうなこと、そのほうが多いんですよというふうなことをされました。確かにそういうことはあるかもしれません。

ただ、今これからいろいろな家庭の事情で出ていかなければいけない。そういう方、お金があるなしにかかわらず、責任感があったり、あるいはいろいろなことでけじめのある方は、ちゃんと除却して出ていくという方もいらっしゃいます。

ただ、中には、余計なお金を使いたくないというふうなこと、こんなこと言っていいかどうか分からぬんですけども、そういうふうな思いがあるかないかはまた別としまして、そういうふうな考え方があるやもしれないというふうなことを、よく人から言われます。

それから、ここで、この村が好きで、生涯あるいは自分の子孫も含めて、代々ここで生活をしていきたいというふうに思っている方々からしてみれば、それは村長、税金の無駄遣いですよというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃるわけです。人それぞれ、十人十色でありますし、いろいろな考えがあって、そういうふうなことを決めていかなくてはいけない。非常に難しい時代に入っているというふうに思っています。ですから、ある程度皆さんのが説明すれば納得していただける、そういうふうな村の施策でなければならないというふうに私は考え

ています。

ですから、例えば先ほども申し上げましたけれども、山形県35の市町村で、皆補助制度を設けているのに、なぜ大蔵村だけ設けていないんだというふうな批判に対しての、私はおそれではありません。やはり時代の流れに乗っていかなければならぬこともあるというふうなことも捉えて、少しでもそういうふうな、危険空き家がなくなるようにというふうな形の中で、第一段階として、こういう補助事業を導入しました。

今後1年については、これをベースにしながら、やはり議員から提言をいただいたスキームというものをまた再検討しながら、本当にこう抱き合わせしてやっていけるのか、その人のためになるのか、それが村のためになるのかというふうなことも検討しながら、今後対応してまいりたいというふうに思っています。ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） はい。時間をもう超えるので。

今回の予算措置については始まったばかりですから、具体的に何件か予想をされているのでしょうかけれども、これはこれで、危険空き家の撤去というのはいい制度だと思うんで、まずこの1年なり、2年なり状況を見て判断していくながら、併せて国の制度なんかもいろいろ、これは何が正しいとか絶対だとかいうんじやなくて、いろいろな試行錯誤の知恵の出し合いというか、私の言ったことも、ちょっと制度的には難しい部分があるんだというふうに思っている行政職員の方は多いと思うんですけれども、そういったことも頭の思考訓練として、どういう部分がいいのかということも含めて、今回ちょっと質問させてもらいました。

引き続き注目しておりますので、ぜひ成果が出るように期待して、質問とさせていただきます。

終わります。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤貴之議員。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） 園芸農業に対する補助金の拡充はということで、村長に質問させていただきます。

最初に申し上げておきますけれども、ちょっと添付した資料もありますので、後ほど説明させていただきます。

大蔵村では、平成24年の赤松通り地区の基盤整備開始以来、烏川、熊高、白須賀、清水堰、作の巻地区での基盤整備が実施予定されております。本来は受益者が負担するべき調査費を、大蔵村では村が全額負担しているということもあり、基盤整備に取り組みやすい環境にあります。農家としても村の厚情に感謝いたします。

基盤整備の目的は、稲作の作業労働時間を短縮し、担い手の確保をしやすく、また短縮した時間で規模拡大や新規での園芸作物への取組をしやすくなるということであると思います。そして基盤整備後には完了時に、その投資額に見合うような農業関連での経済効果を出さなければならぬこととなっております。つまり、整備後はトマト・ミニトマト等の高収益作物を栽培していかなければこれを達成できないということあります。

ここで、山口亮子さんという方が書いた「日本一の農業県はどこか」という本を引用いたします。

これ私、ちょっと買って読んでみたんですけども、本の中で、自治体の農業生産額をその農業予算で割りますと、1円のお金をかけて幾ら生産額が上がるか、1円のお金で何ぼの農業生産額が出たかという指標がありました。これを仮に山口指数と申しますと、令和4年度は大蔵村は6.4円、つまり農業、予算、決算額ですけれども、1円を掛けて6.4円の農業生産を上げたということになりますて、これが高ければ高いほど農業の予算のかけ方の効率がいいということとなっております。

私としては、山口指数をもっと、もう少し高めていかなければと思っております。

また、国民健康保険の勉強会ですけれども、去年の11月に行いました、中島住民税務課長からの講習会の資料ですけれども、令和3年度になりますけれども、県内での国民健康保険加入者、つまり農業者や自営業者等の社会保険以外の対象者の1人当たりの所得においては、大蔵村が県内で2位となっております。また、65歳未満の所得が高いというデータもあります。これ、後ほどまた説明しますけれども、このことは、農業者や自営業者の所得が高いということでありまして、国民健康保険税として税収が上がっている証左であります。

大蔵村の農業は園芸農業が盛んであり、稲作農業だけに頼らない農業を展開しています。基盤整備後の経済効果や税収額という面からも、私はさらにトマト・ミニトマトの園芸農業を推進していかなければならないと思っております。

しかしながら、現状では、園芸施設の鋼材は、数年前より1.3倍から1.5倍に値上がりしており、新たに施設園芸に挑戦したり、規模を拡大したりするには非常にハードルが高くなっています。ですので、施設園芸を推進していくためには、購入に補助金が必要であると感じます。

現在の補助事業の金額に対して、さらに大蔵村独自で補助金のかさ上げなどできないでしょうか。また、さらなる補助事業によって、新規就農者や規模拡大をする人が増えることと思います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） メンズ農業の方々ですかね、応援に、傍聴というような形で来ていただいている。皆様方、本当に村の農業を先立って頑張っていただいている若い力、頼もしく思っているところであります。今後もよろしくお願ひします。頑張ってください。

それでは、「園芸農業に対する補助金の拡充は」という伊藤議員の質問にお答えします。

まず、現在進行中の県営の基盤整備事業について触れたいと思います。

議員御存じのとおり、本事業は国の農業競争力強化農地整備事業を活用し、県が事業を行っているものでございます。農地の集積・集約化、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化を推進することを目的としており、採択を得るためには、事業の費用対効果がポイントとなります。そのために、完成後の営農計画策定に際しては、高収益作物を作付する面積を増やし、費用対効果の向上を目指します。

現在進行中の4地区の営農計画では、平均して6.6ヘクタールの高収益作物転換面積となっておりますが、トマトについては0.25ヘクタールとなっております。

議員がおっしゃるには、もっともっとこの面積を増やしていくように、私ども若い方々が頑張るというふうな強い意思表示をしていただいたものだというふうに思っているところであります。

議員の質問の中にございました指標等については、こういった数値を用いたものが把握できませんでしたので、この場での答弁は避けたいと思います。後から、議員自身からいろいろな説明があるというふうなことでございますけれども、そのときに、お互いに意見交換をできればというふうに思っているところであります。よろしくお願ひを申し上げます。

国民健康保険税の納付状況から、農業者や自営業者の所得が高いことが証明されているとのお話をいただきました。この件につきましては、農業者や自営業者の皆さんそれぞれの努力の成果であるとともに、これまで取り組んでまいりました、村の農業を中心とした産業振興施策の成果が数値で表れたものと受け取っております。今後も引き続き、農業、観光等の基幹産業の振興を推し進めてまいります。

さて、園芸施設等の取得に対する補助金の村独自かさ上げについてでございますが、現在農

業関係事業につきましては、国や県の補助事業を有効に活用し、そのルールにのっとって村のかさ上げを行いながら、支援を行っております。また、議員からは、昨年12月議会の折、新規就農者確保に関する村の方針について御質問いただきましたが、その際、国や県の支援が大変手厚いものとなっており、新たに農業に参入することへの敷居は大変低くなっているということで意見が一致していたものと記憶しております。そういった条件が整備されている中で、村の補助率をさらに上げることについては、その他の産業従事者への支援とのバランスを考慮すると、現段階では難しいものと考えております。

資材価格の高騰につきましても、あらゆる産業において影響しております。そういった状況で、施設園芸に特化した独自の支援は、住民の理解を得られるのかが疑問であります。

しかしながら、人口が2,800人を割り、これからも人口減少が進んでいくことが予想される中、農業だけでなく、あらゆる産業での担い手の確保が難しくなるのは確実であり、村としてそれらに対応していかなければなりません。

特にトマト・ミニトマトに関しては、JAのそれぞれの部会会員の合計46人のうち、70歳以上の方が16人おり、その方々の後継者をどのように育成し、農地や施設をどのように継承していくかが大きな課題になると考えております。

村では、これまで施設園芸作物の振興に力を入れてきており、先ほどお話ししたとおり、所得向上等の成果が表れてきております。収穫から選果、流通に至るまで、これまで長い時間かけて構築してきた生産体制を断ち切ることなく、トマト・ミニトマトの産地化ブランド化を今後も継続していくため、新規就農に対する支援制度の充実や農業の魅力について広く周知し、担い手確保に努めてまいります。

今年度は、4名の農家の皆様から御理解をいただき、この4月に開学した東北農林専門職大学より研修生の受け入れを行っていただきます。議員も受け入れ農家の一人でございますが、こういった機会を利用し、農業で成功された皆様の生の声でその魅力をアピールしていただき、担い手確保の後押しをお願いしたいと思っております。

トマト・ミニトマトを中心とした園芸作物の販売促進を図るため、もがみ中央農業協同組合と協力をしながら、私自身が出向いて首都圏の市場にアピールし、販売額の増加に意を配してまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 最初に、山口指数とは自分が勝手につけた指数ですけれども、それについてちょっと説明させて、補足させていただきます。

やはり前回は、質問のときに、敷居が低くなっているという認識ではありますけれども、ちょっと振興という面で、やはりどうしたら振興が進むのかと考えたときに、やはりかさ上げとかだと、目に見えての、政策が目に見える形なので、敷居がより低くなるのではないかという思いで、ちょっと質問させてもらったところであります。

それで、山口指数についてですけれども、別添の資料の表のほうですけれども、表の一番上のはうで、山口指数、令和4年度農業生産額、スラッシュ、一般会計農業費決算額とありますけれども、スラッシュ、これ分数という意味ですので。農業生産額、各市町村の農業生産額を農林水産省の市町村別農業産出額から拾いまして、各町村の決算書での決算額で割ったものであります。そうしますと、1円当たりの決算額ですので、1円当たりにお金を掛けたもので何ぼ農業生産上がったのかと。これは高ければ高いほど効率がいいと思うんですけども、実は大蔵村、もうちょっと高いかと私は思っている、この数値出したところであります。

しかしながら、ちょうど中頃でありますけれども、最上町や金山町、鮎川村と、園芸、キノコ、工芸、作物や畜産が強いところがやはり高いという印象であります。

この山口さんの本にある内容ですけれども、基本的に、稲作に依存している、これ市町村の話ではありますけれども、稲作に依存している県が、山口指数が低いと。これ、ほかの自治体のはうでいいますとちょっとあれですけれども、戸沢村や舟形町はやはり稲作が中心なのかと思うんです。この場合、この場所では話はしないんですけども、基本的に自給率の高いところは、山口指数は低いという相関関係があります。自給率の問題はここでは取り上げませんけれども、私はやはり自給率を向上させるという、そういう対応はすばらしいことだと思うんですけども、それよりも農業が、農家がどうしたら生きていけるかということに対して主眼を置いた話をしたいと思います。

この山口指数を、私たち大蔵村の園芸農家がもっと増えたり、生産力が上がりりますれば、もっと上がっていいくと思いますので、振興していきたいという思いで質問させてもらったところです。

それで、もう一点ですけれども、次に、グラフのほうを見ていただきたいんですけども、グラフのほうに、これは令和5年11月21日、中島住民税務課長から、総務文教常任委員会で、国民健康保険制度についての講義を聞いたときの資料であります。

国民健康保険加入者というのは、フリーランス、自営業、農業、あとは75歳以下の会社を退職した方など、社会保険に入っていない人が対象になりますけれども、これ見ますと、1位が三川町、697万円、1人当たりの所得です。2位が大蔵村で、675万円であります。次が山形市

でありますので、その自営業者、生産している方に関しましては自営業者と農業者でありますので、その人たちの所得がいかに高いかということが分かります。それについては、やはり村長の答弁にもありますけれども、村の農政の方向性が間違っていなかったという証拠になるのではないかと私は思っております。

最終的に何を申したいかといいますと、やはりそうやってお金をかけたときに、納税額で跳ね返るよという、私はそう思うところであります。前回の予算審議のときにも話したんですけれども、少ないお金でいかに効果を上げるかということが、行政としては本当に効率のいいお金の使い方だと私思いますので、やはり特定の人にお金を補助金として与えるというか、補助金を交付するということに関しては、それはいかがなものかとはなると思うんですけれども、園芸に関しては、お金をかけてもきちんと返ってくるのではないかと私思いますので、その辺はいかが感じますかというところをちょっと聞きたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 伊藤議員からは、自分の考えもさることながら、こういった資料を使って説明していただいたと。非常に納得いく方法だというふうに思ってございます。

ただ、この山口指数に関しても、ただ農業というふうなことだけで、園芸とかそういうふうなことは関わりがない、関わりがないじゃなくて、見方がまた違うと思うんです。先ほど議員自身もおっしゃったとおり、稲作に依存しているところはどうしても低くなるというふうなこと、あるいは最上町の場合は、こういう名前出して大変失礼ですけれども、畜産が先行しているというふうなことで、園芸はほとんどここに入っていないというふうに私は考えてございます。

そういうことながら、一番指数が高いというふうなこと。そういうようなことを考えましたときに、大蔵村は真ん中に位置しておりますけれども、いろいろな分野にわたって平均的に支援・補助をしているのかというようなことを、また納得をしたところであります。

それから、今議員がおっしゃっていましたけれども、村の農業に対する方向性が間違っていたといったふうなこと、お褒めの言葉というふうにして私は受け取ります。ありがとうございます。それ以上に、その村の指針に従って頑張っていただいた農家、それぞれ個々の皆様方の努力が何よりもそれに勝るわけであります。そのことに対して敬意と感謝を申し上げます。

そういうふうな、双方がお互いに納得をし、理解し合いながら、その職業あるいは産業について高め合っていくということが、これは大事なことだというふうに思っています。そういうことから、大蔵村の場合、農業が一番の基幹産業というふうな考え方の中から、確かに私が

就任した、平成19年にありました。当時私はまだ56歳でしたか。そういう中で、私より先輩の方々が、ほとんど課長でした。そのときに、農業というふうな捉え方がなかなか難しかったというふうなことの印象がございます。なぜかというと、伊藤議員がおっしゃったとおり、いわゆる村のお金を使って、簡単に言えば、それだけ支援しても返ってくるのか疑問視されるというふうなことが、当時の考え方がありました。私は農業から、幸いにしてこの仕事に挑戦し、そして当選し、そしてこの仕事に就かせていただいております。伊藤議員と同じように、農業がよくならなければ大蔵村はよくならないというふうな考えの下に、今までいろいろな形で農業というものに携わってまいりました。そして、携わったというよりも、その経営について、予算の確保なり、いろいろな政策について関わりを強くしてきたところであります。

そういうことを考えますと、確かに今議員がおっしゃるとおり、当時は一方的に予算を費やすのみでした。ところが、議員のおっしゃるとおり、それが稻作の収入を超えるようになり、大蔵村の農業の中でもナンバーワンの位置を占めるトマト、大玉であり、ミニであり、中玉でありというふうに思うんですけれども、そういうふうになったということは、また先ほど申し上げましたけれども、本当に農家の皆様方の努力であります。私は、ここに来て初めて、そういうふうなことを実証できたというふうに、何年も前から喜んでいるところであります。

議員おっしゃるとおり、これからそのことをさらに推し進めていかなければならない、それはもちろんございます。ただ農業といつても多種多様がございまして、全て園芸だけに特化するわけにはいかないというふうに思ってございます。そういうことのバランスを考えた場合、園芸農家だけというふうなことではなくて、これから農業の中でも後継者になり得る、そういう後継者育成のための投資というふうなことは、あえてここには、やらないというふうなことは考えてございません。やらないというよりも、今はまだ考えていないというふうなことは申し上げておりません。最初の答弁であったとおり、そのことに一番力を入れていかなければならぬんではないかというふうに思っています。

そして、農業に従事する中で、自分の経営というものを見いだして、園芸にいく、あるいは稻作の規模拡大でいく、あるいは畜産でいくというふうな道を、自分なりに見つけることが肝要かというふうに思ってございます。

そういう中で、農業全般に対する、今までどおりの、あるいは今まで以上の支援はお約束を申し上げますけれども、今議員からいただいた、この園芸にだけ特化をして補助というふうなことは、今のところは考えていないという答弁をさせていただいたところであります。

今後、この資料を基に、いろいろなことを検討しながら、特に、何回も言いますけれども、

後継者育成というふうなこと、例えば、必ずしもここに生まれた者でなければ駄目だというふうなものではなくて、よそから移住なり、あるいは通勤でも結構です。村の職業として農業をやっていただけで、例えば棚田とそれからトマトを併せた形で経営をやるとか、いろいろな形でこれから考えられると思います。

なぜそれができるかというと、平地については、ほとんどの地域で基盤整備事業が実施される予定となってございます。今は白須賀地区の基盤整備事業に特化されていますけれども、昨日ですか、最上総合支庁の支庁長、それから経済産業部長がおいでになりました、白須賀のトマト、いわゆるハウス団地を見学していただきました。そのことについての課題と、それから状況について、これから同じことをする合海地区については、そういった不備がないように、またお願いをしたところがありました。

そういうふうに、村としては、その農業、最大の基幹産業である農業について、全力でこれから支援、そして補助関係も充実していくことをお約束申し上げるものであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　答弁としては、支援は特化してできないということでありますけれども、ちょっとせっかく資料ありますので、これを見て、大蔵村の農業の現状を知っていただきたいと思います。

それで、表のほうですけれども、2番目の令和4年度最上地域における主要野菜の栽培者1人当たりの販売額であります。これちょっと販売額と生産者数、書かなかったんですけども、これで、やはり1人当たりの販売額が一番大きいのがミニトマト、トマト、ネギと続いております。これは最上地域全域の数値であります。それをもがみ中央農協、農協ベースでありますけれども、大蔵営農センターだけに関しての資料がその下の表になります。これに関しては、全部今あれですけれども、ミニトマトがもう1人当たり1,169万円ということで、管内では700万円程度しかもうかっていないのに、大蔵村ではもうそれも300万円、400万円以上もうかっているということで、これはやはりトマトに関しても100万円以上上乗せであります。これ、やはり大蔵村の農業がこれだけ技術的に向上している、技術的に高いということの証拠であります。

それなんで、やはりずっと昔から村長がおっしゃるように、支援をしていきながら、農協のほうでも指導を頑張って、そしてさらに、先ほどからずっとおっしゃってもらっていますけれども、農業者の努力というところが実を結んでいる結果なのではないかと思います。

ここ2年ですけれども、やはりトマトを私もしておって、非常に単価が好調になっていて、今、所得が向上していると思っています。

やはり猛暑でありますので、その栽培技術の差でちょっと出てくるところはあるんですけども、一生懸命作って、最後まで諦めないで頑張って作ると、収入が上がる、所得が上がる。それはやはり、猛暑で、その技術面でという意味もあるんですけども、やはり栽培する人が少なくなってきた、全国的に。だからって物がやはり世の中に出回らなくなってきたのではないかと思うところがあります。だから、やはり、どうにかして増やしていきたいというのが私の思いなんです。

それで、質問というよりも実情の話になってしまふんですけども、もし農業したいという人がいましたら、熟練農家について1年間研修できるという制度もありますし、そういうのをうまく活用して、本当に新規就農者を増やしたいというのが私の気持ちであります。

それで、また最後のほうの答弁ですけれども、販売促進を図るために、もがみ中央農業協同組合と協力しながら、村長自身が出向いて首都圏の市場にアピールするとあります。これに関しても、小学校3年生の食育の一環でポスターを作っていただきまして、そのトマトがすごい、大蔵村のトマトは一番だ、すばらしいというポスターを作っていただきました。それを、本当に出口戦略ということで、もう八百屋に貼ってもらうという取組もやっております。そういうことを皆さん、御存じである方はいると思うんですけども、もっともっと皆さんに知つてもらって、そうやって村民一丸となって、今の言葉で言うと「園芸推し」ですか、トマト推し、ミニトマト推しというのをしていきまして、大蔵村の農業がますます盛り上がるよう、そして後継者ですよね。後継者がその中から出てくれればいいと思うように我々も活動していくので、なお一層の支援をよろしくお願ひいたしたいと思います。

最後のほうはちょっと質問ではありませんけれども、そうやってみんなで協力して、大蔵村盛り上げていきたいと私はいつも思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今は、伊藤議員からまとめのような形で、持論というんでしょうか、議員自身の、自分がそれだけの経営をやっているというふうな自信から来るいわゆる考え、それは非常に大事なものであり、これからもぜひそういった考え方の下に、向上心を募らせていくてほしいというふうに思ってございます。

それで、決して皆様方の芽を摘むみたいな形の中で、補助金をやらないということではないんです。私の思いは、平等性・公平性というふうなことがよく言われる中で、頑張らなくても同じようにいただけるというふうなことでは、これは平等性とか公平性ということではないんです。いわゆる、頑張る人には頑張るだけそういった支援をするというのが、私は本来の姿だというふうに思ってございます。ですから、段階的にいろいろな考え方はあるんですけども、その辺をある程度理解させるためにも、段階的手法が必要だということを御理解ください。

それから、やはりトマトについては、園芸全てでしようけれども、そういった方々が、収入がまずあるということ、収入をあるようにするための技術獲得、そういったことをしっかりと受け継ぐことが大事であります。そのことが、栽培者が増えるということが、イコール農業後継者が増えるというふうなことにつながっていくべきですし、そういうふうなことをやらなければなりません。

そういったことで、村として、今日も若い方々おいでですけれども、そういった方々と、特に担当課である産業振興課、課長はじめ職員が総出でいろいろな話をしながら、先ほど言った補助金はできないというふうなことでなくて、大蔵村だからこそできるような補助金の在り方ということも考えていくこと、それも私はお願いをしているところであります。

そういったことで、皆様方のこれから活躍に御期待を申し上げて、答弁のまとめとさせていただきます。いろいろ勉強になりました。ありがとうございます。

○2番（伊藤貴之君）　ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君）　以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月7日午前10時より開会いたしますので、御参考ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時05分　散会



令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

第 2 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 2 日目)

令和6年6月7日（金曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

教育課課長補佐

八 鍬

弘 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐藤 信一君

---

議事日程 第2号

令和6年6月7日（金曜日） 午前10時00分 開議

第1 議第49号 大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議第50号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

第3 議第51号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

第4 議第52号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

第5 議第53号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

第6 議第54号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第7 議第55号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は4名の方の一般質問、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第49号 大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、議第49号大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

昨日は本会議、一般質問、本当にお疲れさまでございました。

今日は最後の審議日程となります。よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第49号大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、教育振興会委員の選出区分の見直しのため、条例の一部を改正するものでございます。

詳しい内容につきましては、教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長より議案の詳細説明を求めます。羽賀課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議第49号大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例。

大蔵村奨学資金貸与条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第4号を次のように改める。

（4）村校長会会長。

第7条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

こちらにつきましては、教育振興会の委員につきまして、村校長会の要望により変更させていただくものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第50号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第50号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第50号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、改正するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第50号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

この条例につきましては、国のはうの法律改正に伴い、文言の整理をするためのものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第51号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君）　日程第3、議第51号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第51号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億5,400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,520万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君）　それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第51号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,520万1,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

2、歳入になります。

1款村税1項村民税1目個人1,200万円の減。

9款1項1目地方特例交付金1,200万円。こちらにつきましては、1款のほうの個人住民税の減税分を地方特例交付金、こちらのほうの1,200万円で補填するものでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,811万2,000円。2目民生費国庫補助金669万4,000円。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金270万6,000円の減。

3項委託金1目総務費委託金4万2,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,082万5,000円。5目公共施設等整備振興基金繰入金7,000万円。

20款諸収入2項5目雑入103万3,000円。

52ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費18万円。 5目財産管理費 6万円。 9目情報システム費924万6,000円。 12目諸費24万3,000円。 13目調査建設費7,000万円。 14目デジタル推進費62万2,000円。

5項2目統計調査費 4万7,000円。

次のページをお開きください。

○健康福祉課長（長南正寿君） 3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費2,811万2,000円。

3目老人福祉費 2万9,000円。 4目障害福祉費208万7,000円。 7目後期高齢者医療費 5万2,000円。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費797万5,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費、次のページをお願いいたします。 1目保健衛生総務費25万4,000円。

3項1目簡易水道費1,010万円。

○産業振興課長（若槻 寛君） 6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費、こちらは財源内訳の変更となります。 3目農業振興費120万円。 5目畜産費500万円減。

2項林業費 1目林業総務費40万円。

次のページをお開きください。

7款1項商工費 3目観光費50万円。

2項1目地域活性化促進費98万1,000円。

○地域整備課長（早坂健司君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費11万円。

2項道路橋梁費、次のページをお開きください。 2目道路維持費100万円。 3目道路新設改良費50万円。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費2,170万円。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 9款1項消防費 1目非常備消防費64万6,000円。 4目危機管理費3万3,000円。 5目防災無線管理費106万4,000円。

○教育課長（羽賀明美君） 次のページを御覧ください。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費132万円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年6月6日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 18ページの土木費のほうの報償費、開通式記念品だと思うんですが、これ458の開通式だと思うんですけれども、これ村長、日にちはいつ頃を予定しているのですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 県のほうから、まだ公表しないでほしいというふうな依頼がありましたので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 大体何月、7月とかその辺、月ぐらい。

なぜかというと、やはりあそこでもう、舗装もほとんどもう最終段階に来ているような感じで、結構聞かれるんだよね、いつだってということで。だから聞いたんですけども。お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 竣工式そのものの日にちよりも、7月いっぱい工事はほとんど終了するというようなことでございます。

そういうことで、8月に入り、早々にお祝いの式典を開催したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 17ページの30なんですか? これ一般の雑牛じゃなくて、今酪農と肥育とあると思うんですが、件数と頭数、それからカモをやっているのは、あれは国の補助には入るんですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 大変申し訳ありません。酪農家の件数、頭数、ちょっと今把握しておりますので、後ほど調査の上、報告させていただきたいと思います。

カモについては、畜産というふうなカテゴリーに入れます。

○4番（佐藤 勝君） はい。分かりました。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 15ページの民生費、社会総務費の中の18節負担金のところですが、例の

物価高騰対策支援金なんですけれども、去年10万円なり3万円、7万円で支払われたと思うんですが、それは令和4年度の所得が住民税非課税などの均等割世帯で昨年実施したものだと思うんですが、ここに計上されているものは、令和6年実施で、令和5年度の所得が住民税非課税または均等割のみの世帯ということなんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） お見込みのとおりで、令和6年度の住民税非課税、それから均等割のみ世帯に、新たになった世帯のみに支払われる給付金でございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） ここ、住民の方、誤解している方もいらっしゃって、去年3万円、7万円もらった方が、また10万円もらった方が、また該当するんではないかというふうに勘違いされている部分もあるんです。

それで、私どもにも問合せ来るんですが、これは新たになったところではないかということで説明はしているのですが、ちょっとなかなか説明しても、必ずしもしっくりこないというか、次の質問にあるんですが、定額減税の一般の方に、今回から、6月から、これひどい制度だと思いますけれども、減税自体はいいんですが、役場職員の皆さんや事務関係の方には本当に大変な、難儀を多分しているかと思うんですけども、定額減税が6月からスタートするということもあって、この新たに住民税非課税世帯になるというところが、ここで500万円、あと均等割が300万円となっていますけれども、世帯数は何世帯ぐらい見込んでいるでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 佐藤議員のお見込みのとおりで、新たになので、世帯数は本当に少ないと思われます。

一番上の非課税世帯につきましては、50世帯掛ける10万円で試算しております。それから、均等割のみ世帯につきましては、こちらは30世帯、こちらも10万円ということで試算しております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） すみません、別な質問です。

項目は同じなんですけれども、定額減税調整給付金、これも非常に、大変難儀していると思います。住民税務課も、あと健康福祉課も、規模は少ないとはいえ、今全国的にこの事務量の

問題だとか、あとは経理の、民間の経理の給与計算の方々、本当に何でこんなことしてしまったのかという、これは感想なんで、質問ではないです。質問になっていませんが、この定額減税調整給付金というのは、聞くところによると、概算と確定で2回に分けてやるということで、もちろん令和6年度の所得は当然出ていないわけなので、令和5年の所得で概算をして、4万円掛ける扶養分、引き切れなかった部分については給付で返すという、とんでもなく複雑な制度をつくってくれたんだというふうに思うわけですが、その令和5年の所得で、概算での場合、いつ頃これは返して、この給付金として支払って、確定はいつ頃になるのか。

そもそも2回で調整して、概算で調整し切れなかったものについては2回目でするというふうに聞いているんですが、それとの関わりで、過払いが、仮に、概算ですから、生じた場合に、後から、結果的に所得が多くて返してくれなんていうふうになるのかならないのか、その辺も含めてお答えください。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 質問が多過ぎてちょっとあれだったのですけれども、所得税の場合は令和6年分、今働いている分の所得に対して給付金が払われます。なので、実際今年計算するのは令和5年度実績です。令和5年分の確定している分で、取りあえず所得税は給付金出しますけれども、それで、多分乖離があると思いますので、足りない分につきましては令和7年度に、令和6年度ではなくて令和7年度に追加で払うような形になるというふうにお伺いしております。

それから、逆のパターン、所得よりも少なく実績が出た場合、逆に返さないといけないかということが考えられますけれども、そちらについては、返還は求めないというふうなことを聞いております。

あと、今は所得税のことを申し上げましたけれども、住民税につきましては令和6年度の課税、今新たにもう出ている実績ですけれども、そちらに応じて給付金のほうが出されます。こちらは、乖離はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） これ質問ではないですが、本当にこの減税でよかったですというの私は疑問に思っているところで、役場職員の皆さんや民間の経理担当者に、一年度だけの制度なので、これで大変御苦労かけると思いますが、皆さんも頑張っていただきたいと思います。

以上です。これは質問でなくて申し訳ないです。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 17ページをお開きください。

これ、18節で、鳥獣害のことに対してのいろいろ補助金、補正になっていますけれども、この今の鳥獣害、今年も雪少なかったんで、また早い段階からその鳥獣害って、ちょっとちらほら聞こえてくるものですから、そこら辺の傾向とかどうなのかというのをちょっと教えてほしいと。件数じゃなくて、傾向でいいので教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議員おっしゃるとおり、今年雪が少なかったということで、熊の発見件数は、春先から例年よりも多く見られているようでございます。

猿についても、例年どおりというふうな形ではございますけれども、昨年度16頭捕獲したということで、今年は少し群れの数が、群れの規模が小さいかというふうなことは見受けられるようでございます。

イノシシ等についても、いろいろ目撃情報はあるんですが、実質的な被害というものが、直接的なところではないというふうなところもありまして、なかなか役場のほうに情報が入ってこないというふうなことがあります。

あとは、こちらの保全のほうでも挙げられておりますけれども、野生鳥獣市街地等出没対策事業ということで、県のほうで不要な果樹の伐採事業があります。熊については、大蔵村内で柿の木に結構群がるというような傾向ありますので、こういったところも活用していただいて、不要果樹を撤去していただいて、なるべく熊が近づかないような環境づくりをしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） では、また別の質問です。

21ページをお開きください。

消防費の9の1の1の8節の旅費ですけれども、これ補正組まなければならない旅費というのがちょっと分からぬと思いますので、金額は、これを多く見るか少なく見るかというところなんですが、ちょっと理解ができないと私は思うんですけども、納得いく説明をいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 年に1回の幹部の研修会の旅費となります。

隔年で研修会を行っておりますが、マイクロバス等を借り上げして行く場合と、いわゆるＪＲ等の公共交通機関を使って行く場合もありますけれども、今回は、検討した結果、ＪＲの公共交通を使って行くということになりましたので、通常計上しておりますマイクロバスの借上料をなくして、今回旅費のほうに予算計上していただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　これ、幹部の研修とありますけれども、何人でどこさ行つたかという話を教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）　危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君）　今この幹部の研修会、役部会以上の16名で構成される幹部研修会となります。

今のところまだ場所は詳細決まっておりませんが、東京方面ということになっております。その理由に関しては、日本消防協会の建物が建ったこともありますて、それを、内覧的なものを兼ねて行くのはどうだということで、今のところ案になっておりますが、まだ確定はしていないところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　行くのはいいんですけども、きちんとその研修の内容というのにはしてもらって、この大蔵村の消防に対する消防力といいますか、それが向上するような研修にしていただきたいと思います。それだけです。

○議長（海藤邦夫君）　危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君）　関係者に関しては、毎回帰ってきたときに、いわゆる復命という報告を、各人から、参加した人からもらっております。せっかくの研修ですので、議員仰せのとおり、これから消防に役立つような研修を企画して行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君）　そのほか。加藤議員。

○6番（加藤忠己君）　19ページの商工費の水力発電所周遊パンフレットなんですかけれども、これは水力発電と発電所に絡んで、村内のあちこちを周遊するということですか。それとも、発電所内のいろいろなところを載せるというパンフレット、どっちですか。

○議長（海藤邦夫君）　若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらについては、学習型観光事業について広くアピールして村内の観光につなげていきたいというふうなことで、そういった内容のパンフレットを作成することを予定しております。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 念のためにお聞きしますけれども、今この見学者とか、多分発電所の見学者、視察者、大体どのぐらい見えられるものですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） まず、昨年ですけれども、ちょっと人数的には把握はしていませんけれども、やはり多方面の方、特に行政関係とか、特に冬につきましては鮎川村の議会議員の方とかいらっしゃっております。

今年度もこういった水力発電の周遊ということで、水力発電とかあと公共インフラ的なものの観光をメインとしております。

また、今後とも行政の多分施設研修とか入ってきましたら、またいろいろなところでPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第52号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第52号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第52号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に25万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,485万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の26ページを御覧ください。

議第52号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,485万4,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

32ページを御覧ください。

2 岁入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金25万4,000円。

次のページを御覧ください。

3 岁出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費5万8,000円。2目医師住宅管理費19万6,000円。

26ページに戻って本文を御覧ください。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 35ページの1の報酬の減額と8の旅費の内訳、内容を教えていただけたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 1の報酬と旅費の関連になるんですけれども、診療所の運転手兼用務員の方が、採用がちょっと遅れまして、募集はしていたんですけども、応募がなくて、採用が1か月ほど遅れました。それで、昨年度任用してきた方の給与と、新たに採用した方の給料の差額が出たことと、あと1か月遅かったものですから、その分の報酬を減額し

て、精査して、減額した部分であります。

あと、旅費につきましては、その任用職員の旅費なんですけれども、今まででは当初の段階で村内の雇用として旅費を積算して計上していたんですけども、新たな運転手の任用職員につきましては、新庄の方ということで、旅費分を増額して計上したものであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第53号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第53号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第53号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に14万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,384万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の38ページをお開きください。

議第53号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,384万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

44ページをお開きください。

2 歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料3万4,000円。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金その他の地域支援事業5万7,000円。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金その他の地域支援事業2万9,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2万9,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費14万9,000円。

38ページにお戻りください。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第54号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第54号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第54号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

この議案は、簡易水道事業会計歳入歳出補正予算について、業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、

他会計からの補助金については第5条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の50ページをお開きください。

議第54号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下、予算と言う）第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正する。

（事項4号）

主要な建設改良事業、白須賀浄水場送水管更新工事。

既決予定量はございません。

補正予定量710万円、計710万円。

第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、56ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計繰入金300万円。

支出。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費300万円。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入4項補助金3目他会計繰入金710万円。

支出。

1款資本的支出1項建設改良費2目単独事業710万円。

50ページにお戻りください。

第5条から読み上げさせていただきます。

他会計からの補助金。

第5条 予算第9条中8,168万2,000円を9,178万2,000円に改める。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議第55号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第55号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第55号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、事務の予定量につきましては第2条に、資本的収入及び支出については第3条、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の60ページをお開きください。

議第55号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算（以下、予算と言う）第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正する。

(事項4号)

主要な建設改良事業、汚水ます設置工事。

既決予算量はございません。

補正予定量420万円、計420万円。

清水浄化センター汚泥脱水機軸増設工事。

既決予算量はございません。

補正予定量1,750万円、計1,750万円。

第3条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、66ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入4項補助金3目他会計繰入金2,170万円。

支出。

1款資本的支出1項建設改良費2目単独事業2,170万円。

60ページにお戻りください。

4条から読み上げさせていただきます。

他会計からの補助金。

第4条 予算第9条中1億2,676万7,000円を1億4,846万7,000円に改める。

令和6年6月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） この金額も、これも大きいか小さいかという話なんですけれども、補正にしては随分金額が張っているので、これについてちょっと経緯を教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 下水道の修理に関しましては、一つの部品が高いというふうなこともございます。

このたびの補正につきましては、一つは汚水ますの設置工事というふうなもので、こちらに

つきましては、清水の処理区内に汚水ます1基を設置するというようなもので、当初予算編成後に申出があったため、こちらの金額を補正させていただいております。

その次に、清水浄化センターの汚泥脱水機軸増設工事というふうなことで、こちらにつきましても、当初予算編成時には修理のほうを見込みなかったものですから、今になって不具合が続いたというようなことで、1,750万円というふうな大きな金額になっておりますけれども、この汚泥脱水機の軸の交換というふうな部材自体が非常に高いものになっておりまして、そのためこういった大きい補正額というふうになったものでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。必要であればやはりそういうことをしなければならないと思いますので、押しなべて水道、下水道に関しましては、やはり地中にあるということで、なかなかそうやって見えないというところで、予算化しにくいというところもあるので、それに関して私は何も、説明いただきましてありがとうございました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほどの、議第51号一般会計補正予算の補足説明を求めます。若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 先ほど御質問いただきました畜産関連の農家の皆さんの状況について報告させていただきます。

畜産に取り組んでいらっしゃる農家の件数は7件ということで、肥育が2、繁殖が1、あと乳用牛1、あと乳用牛と繁殖両方取り組んでおられる方が1と、カモに取り組んでおられる方が2ということで、合計7件というふうなことでございます。

あと、頭数につきましては、肥育が245、繁殖が47、乳用牛が66と、それぞれでございます。

あと、カモにつきましては6,320羽ということになっております。

こちらについては、令和6年2月1日現在の状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時56分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員